

韓国知的財産ニュース 2023年9月後期・10月前期

(No. 495)

発行年月日：2023年10月18日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、9月16日から10月15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2124507）
- 1-2 【法案提出】 不正競争防止及び営業秘密に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2124508）
- 1-3 【法案提出】 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2124590）
- 1-4 【告示】 知的財産権表示指針の一部改正（特許庁告示第2023-19号）
- 1-5 【法案提出】 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2124745）
- 1-6 【法案提出】 大・中小企業の共生協力の促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2124934）
- 1-7 【公布】 大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行規則の一部改正令（中小ベンチャー企業部令第79号）
- 1-8 【立法予告】 特許法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第2023-254号）
- 1-9 【立法予告】 実用新案法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第2023-255号）
- 1-10 【法案提出】 特許法の一部改正案（議案番号：2125085）
- 1-11 【法案提出】 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2125086）

関係機関の動き

- 2-1 2023年下半期の弁理士実務研修集合教育の募集を公告
- 2-2 韓国特許庁長官、ASEANとの特許庁長官会合の参加成果を説明
- 2-3 韓国特許審判院、「日韓特許・商標審判分野のユーザーシンポジウム」を開催
- 2-4 韓国特許庁と国会、特許データ活用促進方法を模索する

- 2-5 標準特許の観点からの量子・人工知能分野有望技術の発見に着手
- 2-6 「特許データ政策の公開討論会」を初開催
- 2-7 韓国4つの地域、WIP0100 大科学・技術クラスターとして選定
- 2-8 韓国特許庁と江原大、「IP 重点大学」のMOUを締結
- 2-9 国家戦略技術研究開発の効率化、特許庁がリードする
- 2-10 韓国特許庁と公取委、技術奪取の根絶のため協力

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁、自動車模倣部品の製造・流通業者6社を集中的に取り締まる
- 3-2 韓国特許庁、知的財産共済による中小企業向け紛争費用の即時融資制度を実施

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 【説明資料】商標優先審査の要件見直しは、優先審査の品質向上および一般商標処理期間の短縮のためです
- 4-2 善意の商標先使用者を保護する改正不正競争防止法を施行する
- 4-3 商標権獲得の手続きの迅速化、韓国特許庁が認定可能な商品名称の公開
- 4-4 韓国特許庁、今年の美しいハングル商標の選定結果を発表
- 4-5 商標共存同意制度が来年4月から施行予定
- 4-6 韓国特許庁、ハーグ協定に基づく意匠の国際出願に関するガイドを作成・公表

その他一般

- 5-1 2023年上半期基準二次電池等の国家コア技術分野の特許出願が急増
- 5-2 【説明資料】特許庁は、職員の不正行為に対し厳しく措置し、法と制度を整備してクリーン行政に万全を期していきます
- 5-3 医療映像を分析するAI技術の特許出願、年平均54.7%成長
- 5-4 【説明資料】韓国特許庁は公正かつ透明に知的財産先導大学の事業を運営しています

法律、制度関連

1-1 【法案提出】発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2124507）

議案情報システム（2023.9.15.）

議案番号：2124507

提案日：2023年9月15日

提案者：ハン・ムギョン議員（国民の力）外9人

提案理由

知的財産保護政策執行年次報告書によると、2021年基準特許侵害訴訟民事1審に平均554日がかかる等、企業は知的財産訴訟により多くの時間をかけていることがわかる。集計されなかった刑事訴訟及び1審に対する控訴事件等まで考慮すれば、企業が実際に紛争対応にかかる時間はさらに多いものと予想される。このように、長期間を要する知的財産紛争は、資本力の足りない中小企業にとってより重荷となっている。

そのため、現行法は、迅速・経済的な知的財産紛争の解決のために、紛争調停制度とともに、不正競争行為に係る紛争に関しては「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第7条による行政調査及び是正勧告制度を運営している。産業財産権紛争調停制度と不正競争行為の行政調査は費用が別途発生せず、手続が簡単であるため、資本力の足りない中小企業及び個人事業者にとって特に効果的な救済手段となっている。

特許庁によると、産業財産権紛争調停の申請は2019年45件から2022年76件へと1.7倍、行政調査の申請は2019年66件から2022年152件へと2.3倍増加したことがわかる。

ただし、調停の需要及び行政調査の申請が急増している一方、紛争調停機能や行政調査及び捜査支援等の知的財産紛争解決関連機能は依然として個別法に分散しているため、これを総合的に管理できる支援機関がないものと把握される。加えて、産業財産権紛争調停委員会は、非常任委員だけで構成されていることから、専門的かつ効率的な調停が行われるのに限界があり、立入調査等の根拠がないため深層事実調査が行われる上でも困難な状況である。

したがって、「産業財産権紛争総合支援センター」を設置することで、紛争解決支援機能を統合的に運営できる体系を設け、専門的かつ効果的な調停のために産業財産権紛争調停委員会に常任委員を置けるようにしようとする。さらに、調停前に特許庁公務員が立入調査等の深層事実調査を実施できるようにして信頼度の高い調停になるようにする一方、事実調査資料の活用に対する根拠を一緒に設けることで、中小企業や個人が事実調査資料を特許侵害訴訟等、他の知財権紛争において活用できるようにしようとする。

主要内容

- イ. 産業財産権紛争調停委員会における常任調停委員の根拠を設ける（案第41条）
- ロ. 紛争調停事項に関する事実を確認するための特許庁公務員の立入調査等、事実調査機能を強化する（案第45条の2）
- ハ. 行政調査・捜査時における事実調査資料の提供根拠を設けるとともに秘密保持義務を課す（案第45条の3）
- ニ. 民事訴訟時における事実調査記録送付の根拠を設ける（案第45条の4）

ホ. 産業財産紛争総合支援センターの設立根拠を設ける（案第49条の4）

へ. 秘密保持義務の違反による過料を科す（案第58条の2）

法律第 号

法院組織法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第41条第2項中「構成する」を「構成し、常任調停委員を置くことができる」に改め、同条第6項を削除する。

第45条の2見出し以外の部分を第1項とし、同条に第2項から第4項までをそれぞれ次のように新設する。

②委員会は、必要な場合、特許庁所属の公務員に事件と関連する場所に立ち入って関連資料を調査させるか閲覧させることができる。この場合、紛争当事者は、当該調査・閲覧を拒否する正当な理由があるときは、その理由を疎明し、調査・閲覧に従わないことができる。

③第1項及び第2項による調査・閲覧をする委員又は公務員は、その権限を表示する証票を持ってそれを関係者に見せなければならない。

④委員会は、紛争の調停のために必要であると認めれば、関係機関等に資料又は意見の提出等の必要な協力を要請することができる。

第45条の3、第45条の4及び第49条の4をそれぞれ次のように新設する。

第45条の3（資料の提供）①委員会は、紛争の効率的な解決のために、必要な場合として次の各号のいずれかに該当する者が第45条の2により実施した調査に関する記録を求めた場合は、それを提供することができる。

1. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第7条による行政調査を行う特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区役所長

2. 「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第5条第38号及び第38号の2による取締事務の従事者

②第1項による調査記録を提供された者は、それを業務以外の目的で漏洩するか利用してはならない。

③第1項による調査記録の提供の手続、方法及びその他必要な事項は、大統領令に定める。

第45条の4（資料の送付）①裁判所は、次の各号のいずれかに該当する訴えが提起されたときは、必要な場合、委員会に対して第45条の2により実施した調査に関する記録の送付を要求することができる。この場合、委員会は、特別な理由がない限り、それに協力しなければならない。

1. 第15条による職務発明に対する補償請求の訴え
2. 「特許法」第126条、「実用新案法」第30条、「商標法」第107条、「デザイン保護法」第113条又は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第10条による侵害行為の差止又は予防請求の訴え
3. 「特許法」第128条、「実用新案法」第30条、「商標法」第109条、「デザイン保護法」第115条、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第5条又は同法第11条による損害賠償請求の訴え
4. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第4条による不正競争行為の差止又は予防請求の訴え

②第1項による送付の要求がある場合、委員会は、第45条の2による調査と関連する当事者又は代理人に裁判所の送付要求の事実及び送付した調査記録の一覧を知らせなければならない。

③第2項による当事者又は代理人は、委員会が第1項により送付した調査記録に営業秘密等が含まれる場合は、裁判所に閲覧範囲又は閲覧できる人の指定を申請することができる。この場合、裁判所は、記録送付要求の目的内で閲覧できる範囲又は閲覧できる人を指定することができる。

④裁判所は、第3項により当事者又は代理人が営業秘密の有無を主張して閲覧範囲又は閲覧できる人の指定を申請する場合は、その主張の当否を判断するために資料の提示を命ずることができる。この場合、裁判所は、提示された資料を他の人に見せてはならない。

⑤第2項による手続、方法及びその他必要な事項は、大統領令に定める。

第49条の4（産業財産紛争総合支援センター）①特許庁長は、紛争の効率的な解決を支援するために、産業財産紛争総合支援センター（以下「紛争総合支援センター」という。）を設置する。

②紛争総合支援センターは、次の各号の業務を行う。

1. 委員会の業務の支援
2. 「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第5条第38号及び第38号の2による捜査、取締事務及び必要な技術的業務の支援
3. 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第7条による行政調査及び第8条による是正勧告等の関連事務の支援
4. 紛争に対する相談及び支援
5. 紛争に対する研究・教育及び広報
6. その他紛争と関連して大統領令に定める紛争総合支援センターの運営目的に相応する業務

③政府は、予算の範囲内で紛争総合支援センターの運営に必要な経費を支援することができる。

④特許庁長は、紛争総合支援センターの運営を、大統領令に定める産業財産権分野に専門性のある法人や団体に委託することができる。

⑤紛争総合支援センターの構成、機能、運営、その他必要な事項は、大統領令に定める。第55条の3第1項第5号及び第5号の2をそれぞれ削除し、同項第6号から第8号までをそれぞれ第5号から第7号までとする。

第58条の2を第58条の3とし、第58条の2を次のように新設する。

第58条の2（秘密保持義務違反罪）第45条の3第2項に違反して調査記録をその目的以外の用途で漏洩するか利用した者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1-2 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2124508）

議案情報システム（2023.9.15.）

議案番号：2124508

提案日：2023年9月15日

提案者：ハン・ムギョン議員(国民の力)外11人

提案理由

現行法はアイデアの奪取など不正競争行為の防止のため、特許庁長、市・道知事又は市長・郡首・区庁長が不正競争行為を調査し、是正勧告をすることができるようにしており、履行しない場合は違反行為の内容及び是正勧告の事実などを公表することができるようにしている。並びに、法院がアイデアの奪取など不正競争行為に対する損害賠償の請求訴訟で特許庁の調査記録を求め、これを訴訟で活用できるようにしている。

ただし、2018年、アイデアの奪取に対する是正勧告が施行された以降、特許庁がアイデアの奪取行為を6件摘発し是正勧告を下したが、このうち4件は実際には是正されないなど、是正勧告及び公表のみでは履行への強制力が足りず、中小企業などへのアイデアの保護には限界があるとの指摘がある。

また、技術奪取の紛争で企業が証拠として活用する目的で行政調査記録を求めたとしても、現行法上、営業秘密が含まれた情報に対する保護手段が不明瞭であり、行政機関が積極的に資料の提出に応じにくい構図になっており、調査記録の活用が難しいとの指摘がある。

したがって、特許庁長が不正競争行為の度合いによっては是正勧告又は是正命令を選択で

きるようにし、履行しなかった場合に罰金を科すことで、実効的な権利の救済ができるようにする。並びに、当事者の申請に基づく調査資料の閲覧及コピーの根拠、行政調査の記録の送付対象の拡大及び営業秘密が含まれた行政調査の資料に対する秘密審理手続きの導入などで行政調査記録の活用度を見直すことで、中小企業などが調査記録を積極的に活用し、アイデアの奪取など不正競争行為に対応できるようにする。

主要内容

- イ. 不正競争行為の行政調査に対する資料の閲覧・コピーの根拠を設ける（案第7条の2）。
- ロ. 不正競争行為に対する特許庁長の是正命令の根拠を設ける（案第8条）。
- ハ. 法院に対する行政調査記録の送付の根拠を設ける（案第14条の7）。
- ニ. 是正命令を履行しなかった場合に2千万ウォン以下の罰金を科す（案第20条）。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第7条の2を次のように新設する。

第7条の2（資料の閲覧要請など）①第7条に基づく調査の両側の当事者又は代理人など大統領令で指定した者は特許庁長、市・道知事又は市長・郡首・区庁長に第7条に基づく調査と関連する資料の閲覧又はコピーを要請できる。この場合、特許庁長、市・道知事又は市長・郡首・区庁長は次の各号の一つに該当する資料を除いてはこれに従わなければならない。

1. 第2条第2号に関する営業秘密
2. 「個人情報保護法」第2条第1号に関する個人情報
3. その他の法律に関連する非公開資料

②第1項に基づく閲覧又はコピーの手続き、方法及びその他の必要事項は大統領令で定める。

第8条第1項を第4項にし、同条に第1項を次のように新設する。

- ① 特許庁長は第2条第1号（チ目とワ目は除外する）の不正競争行為や第3条、第3条の2第1項又は第2項を違反した行為があると認められれば、その違反行為をした者に30日以内の期間を定めて違反行為の中止、表紙などの除去や修正、今後の再発防止、その他の是正に必要な事項を勧告又は是正命令できる。

第8条第2項中「特許庁長、市・道知事又は市長・郡首・区庁長」を「特許庁長」にし、「是正勧告を」を「是正勧告又は是正命令を」にし、「是正勧告事実」を「是正勧告又は是正命令の事実」にし、同条第3項中「第2項」を「第1項に基づく是正勧告又は是正命令及び第2項」にし、同条第4条（従前の第1項）中「特許庁長、市・道知事」を「市・道知事」にし、同項の後段を次のように新設し、同条に第5項を次のように新設する。

この場合、公表などに関しては第2項及び第3項を準用する。

⑤特許庁長は第1項に基づく是正命令を下す際に必要だと認められる場合には「発明振興法」第41条に基づく産業財産権紛争調停委員会の審議を経ることができる。

第9条中「是正勧告」を「是正勧告、是正命令」にする。

第14条の4第1項第1号中「証拠に営業秘密が含まれていること」を「証拠又は第14条の7に基づいて送付された調査記録に営業秘密が含まれていること」にする。

第14条の7の題目以外の部分を第1項にし、同条第1項（従前の題目以外の部分）中「第5条に基づく損害賠償請求の」を「法院は次の各号の一つに該当する」にし、「法院は必要な場合、特許庁に対して」を「必要な場合、特許庁長、市・道知事又は市長・郡首・区庁長に」にし、同項に後段を次のように新設し、同項に各号を次のように新設し、同条に第2項から第7項までを各々次のように新設する。

この場合、特許庁長、市・道知事又は市長・郡首・区庁長は特別な理由がない限りこれに協調すべきである。

1. 第4条に基づく不正競争行為などの禁止又は予防請求の訴
2. 第5条に基づく損害賠償の請求の訴

②第1項に基づく送付の要求がある場合、特許庁長、市・道知事又は市長・郡首・区庁長は送付された調査記録に関する当事者に法院の送付要求の事実及び送付した調査記録の目録を知らせるべきである。

③第2項に基づく当事者又は代理人は送付された調査記録に営業秘密などが含まれた場合には、法院に閲覧の範囲又は閲覧できる者の指定を申請できる。この場合、法院は記録送付の要求の目的に沿って閲覧できる範囲又は閲覧できる者を指定できる。

④法院は第3項に基づいて当事者又は代理人が閲覧の範囲又は閲覧できる者の指定を申請する前に相手側の当事者又は代理人を送付された調査記録に関して閲覧・コピーの申請をする場合、第2項の当事者に閲覧・コピーの申請の事実及び第3項に基づく閲覧の範囲又は閲覧できる者の指定を申請できる旨を知らせるべきである。この場合、法院は当事者が閲覧の範囲又は閲覧できる者の指定を申請できる期間を定めることができる。

⑤法院は第4項後段の期間には送付された調査記録を他の者が閲覧・コピーできるようにしてはならない。

⑥当事者が第4項後段の期間に第3項に基づく申請をしなかった場合には、法院は第4項の本文に基づく相手側の当事者又は代理人による閲覧・コピーの申請を引用できる。

⑦第2項から第6項までの規定に基づく手続き、方法及びその他の必要な事項は大統領令で定める。

第20条第1項に第1号の2を次のように新設する。

1の2. 第8条第1項の是正命令を正当な理由なしに履行しない。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1-3 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2124590）

議案情報システム（2023.9.21.）

議案番号：2124590

提案日：2023年9月21日

提案者：キム・ヨンミン議員（共に民主党）外9人

提案理由及び主要内容

現行法は、産業技術侵害行為に対する差止請求権を設け、対象機関は、営業上の利益が侵害されるか侵害されるおそれがある場合は、裁判所にその行為の差止め又は予防を請求できるように規定している。

ところが、一般的な損害賠償請求訴訟において、裁判所が最終判決を下すまで多くの時間がかかるため、関連侵害行為を一時的に中断し、訴訟期間中の被害に対する先行的な救済のために差押えのようなより実効性のある措置が必要であり、国家コア技術を含む産業技術の流出は韓国だけでなく世界中のどの地域においても発生し得るため、現行法の産業技術侵害行為に対する規定が域外においても適用されることを明示的に規定する必要があるとの指摘がある。

したがって、裁判所は臨時に差押え等の必要な措置をできるようにし、海外で行われた産業技術侵害行為に対しても現行法を適用するようにすることで、産業技術を保護して韓国産業の競争力を強化しようとするものである（案第14条の2第3項及び第14条の4新設）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第14条の2第3項を第4項とし、同条に第3項を次のように新設する。

③裁判所は、第1項及び第2項による産業技術侵害行為の差止め又は予防を請求する訴えが提起された場合、原告の申請を受けて臨時に産業技術侵害行為の差止め又は侵害行為によって作られた物に対する差押えやその他の必要な措置を命ずることができる。

第14条の4を次のように新設する。

第14条の4（海外における行為に対する適用）第14条第1号から第4号まで、第6号の3、第8号による産業技術の流出及び侵害行為の差止めに対する規定は、当該行為を海外において行った場合にもこの法律を適用する。

附 則

第1条（施行日）この法律は、3か月が経過した日から施行する。

第2条（差押え等の措置に関する適用例）第14条の2第3項の改正規定は、この法律の施行後の産業技術の流出及び侵害行為から適用する。

1-4 【告示】知的財産権表示指針の一部改正（特許庁告示第2023-19号）

電子官報（2023.9.25.）

特許庁告示第2023-19号

「特許法」第224条及び同法施行規則第121条第2項、「実用新案法」第44条及び同法施行規則第17条、「商標法」第224条及び同法施行規則第100条の2第2項、「デザイン保護法」第215条及び同法施行規則第101条第2項までと関連し、知的財産権の表示方法等に対して必要な事項を次のとおり改正して告示します。

2023年9月25日

特許庁長

知的財産権表示指針の一部改正の告示

第1条（目的）この告示は、「特許法」、「実用新案法」、「商標法」、「デザイン保護法」の表示方法及び虚偽表示に関して必要な事項を規定することにより正しい知的財産権の表示文化を定着させ、公正かつ透明な取引秩序を確立することを目的とする。

第2条（定義） この告示において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「知的財産権の表示」とは、特許・実用新案・商標・デザインの出願又は登録に関する表示をいう。
2. 「虚偽表示」とは、特許法第224条、実用新案法第44条、商標法第224条、デザイン保護法第215条に基づいて禁止されている知的財産権の表示をいう。

第3条（特許・実用新案の表示方法） ①特許法第223条第1項第1号及び第2号、同条第2項第1号及び第2号、実用新案法第44条に基づく表示方法を原則とする。

- ②「特許」、「方法特許」に該当する用語の英文字（略語）又は漢字を表示することができる。
- ③「特許出願（審査中）」、「方法特許出願（審査中）」という用語は、「出願」や「審査中」という表現のうち択一して表示することができる。
- ④特許法施行規則第121条によるインターネット表示は、バーコードや QR コード等の電子的表示を含む。ただし、インターネット表示は、特許登録や出願事項及び関連番号を確認できるものでなければならない。
- ⑤その他第1項から第4項までの規定に準ずる方法により消費者が特許・実用新案の登録や出願を確認できる方法で表示することができる。
- ⑥実用新案は、第1項から第5項までの方法を準用して表示することができる。

第4条（商標の表示方法） ①登録商標は、商標法施行規則第100条の2に基づく表示方法を原則とする。

- ②商標出願中の場合、「商標出願（審査中）」又は「商標出願」、「商標審査中」という表現のうち択一して表示することができる。
- ③「登録商標」という用語の他に「商標登録」、「商標」、「商標権」という用語を使用することができ、当該用語の英文字（略語）又は漢字を表示することができる。また、登録商標に限って®表示を使用することができる。
- ④登録商標の表示をする場合、登録番号を掲載したインターネットアドレスを表示して登録商標番号の表示に代えることができる。その際、インターネット表示は、バーコードや QR コード等の電子的表示を含む。ただし、インターネット表示は、商標登録や出願事項及び関連番号を確認できるものでなければならない。
- ⑤その他第1項から第4項までの規定に準ずる方法により消費者が商標の登録や出願を確認できる方法で表示することができる。

第5条（デザインの表示方法） ①登録デザインは、デザイン保護法施行規則第101条に基づく表示方法を原則とする。

- ②デザイン出願中の場合、「デザイン出願（審査中）」又は「デザイン出願」、「デザイン審査中」という表現のうち択一して表示することができる。

③「登録デザイン」という用語の他に「デザイン登録」、「デザイン」、「デザイン権」という用語を使用することができ、当該用語の英文字（略語）又は漢字を表示することができる。

④登録デザインの表示をする場合、登録番号を掲載したインターネットアドレスを表示して登録デザイン番号の表示に代えることができる。その際、インターネット表示は、バーコードやQRコード等の電子的表示を含む。ただし、インターネット表示は、デザイン登録や出願事項及び関連番号を確認できるものでなければならない。

⑤その他第1項から第4項までの規定に準ずる方法により消費者がデザインの登録や出願を確認できる方法で表示することができる。

第6条（権利消滅に対する表示方法）①特許権、実用新案権、商標権、デザイン権等に関する権利が消滅した後は、物及びその物の包装・容器、広告・看板・標札等（以下「物等」という。）に知的財産権の表示をしてはならない。

②特許権、実用新案権、商標権、デザイン権等に関する権利が消滅する前に知的財産権が表示されて権利が消滅した後も流通している物及びその物の包装・容器には、権利が消滅した事実がわかる表示をしなければならない。

③特許権、実用新案権、商標権、デザイン権等に関する権利の存続期間を知的財産権の表示と併記するかインターネット表示を通じて容易に確認できる場合は、権利消滅表示を別途しないことができる。

第7条（特許庁ロゴ等の使用）①産業財産権を保有しているとしても、物等に特許庁のロゴや業務標章等を無断で使用してはならない。ただし、産業財産権を登録・出願した場合は、登録・出願当時や現在の特許庁ロゴ又は業務標章を権利の種類及び権利番号と併記する場合に限って使用することができる。

②広告及び製品等に「特許庁認証」や「特許庁許可」等、特許庁が製品の品質を認めると消費者が誤認し得る表現は使用することができない。

第8条（虚偽表示等に対する措置）①知的財産権の表示が第3条から第6条に基づく表示方法に違反する場合、韓国知的財産保護院（以下「保護院」という。）は、上記のような表示の削除や修正等適切な是正又は知的財産権の表示方法について案内することができる。

②特許庁及び保護院は、第1項による是正案内に従って当事者が是正したか否かを確認するようにする。

附則【第2019-17号、2019.10.28.】

この告示は、告示の日から施行する。

附則【第2020-46号、2020.12.29.】

この告示は、発令の日から施行する。

附則【第2023-19号、2023.9.20.】

この告示は、発令の日から施行する。

1-5 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2124745）

議案情報システム（2023.9.26.）

議案番号：2124745

提案日：2023年9月26日

提案者：韓国政府

提案理由

国家の安全保障及び国民経済の発展に重大な影響を与える国家コア技術が海外に流出されないよう保護するために、国の支援を受けて開発した国家コア技術を保有する企業・研究機関・専門機関・大学などの対象機関が国家コア技術を輸出する場合、事前に産業通商資源部長官から承認を得るよう明確に定め産業通商資源部長官から承認を得ていない、若しくは産業通商資源部長官に申告せず国家コア技術を輸出するか海外買収・合併を行った場合、調査の依頼及び産業技術保護委員会の審議を経ることなく直ちに中止・禁止・原状回復などの措置命令を下すことができるようにする一方、海外買収・合併などに対する産業通商資源部長官からの中止・禁止・原状回復などの措置命令を履行しなかった場合には、履行強制金を科すなどの現行制度の運営から明らかになった一部の不備を改善・補完することである。

主要内容

イ. 国家コア技術の輸出の事前承認など（案第11条）

- 1) 対象機関が国家コア技術を輸出する場合、事前に産業通商資源部長官から承認を得るよう明確に規定し、承認対象外の国家コア技術を輸出する場合、受理が必要な申告であることを明らかにするため、産業通商資源部長官が国家安全保障に与える影響などを検討して国家安全保障に影響を及ぼさず法律に適していれば、申告を受理する。
- 2) 対象機関が国家コア技術を輸出する場合、従前は未承認又は未申告の場合も情報捜査機関の長に調査を依頼するなどの手続きを経るようにしたが、今後は嘘やその他の不正な方法で承認を得たか申告した場合のみ情報捜査機関の長に調査を依頼し、調査結果を産業技術保護委員会の審議を経て措置を命ずる。

ロ. 国家コア技術を保有する対象機関の海外買収・合併など（案第 11 条の 2）

- 1) 海外買収・合併などを行う場合、従前は対象機関が産業通商資源部長官から承認を得るようにしたが、今後は海外買収・合併などの相手側である外国人と共同で産業通商資源部長官から承認を得るようにする。
- 2) 海外買収・合併などを行う場合、従前は未承認又は未申告の場合も情報捜査機関の長に調査を依頼するなどの手続きを経るようにしたが、今後は嘘やその他の不正な方法で承認を受けたか、若しくは申告した場合のみ情報捜査機関の長に調査を依頼し、調査結果を産業技術保護委員会の審議を経て措置を命ずる。

ハ. 措置命令の未履行による履行強制金の賦課（案第 11 条の 3 新設）

海外買収・合併などの中止・禁止・原状回復などの措置命令を履行しなかった場合、1 日当たり 1 千万ウォン以下の履行強制金を 1 年に 2 回以内の範囲で繰り返し賦課する。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第 2 条の第 1 号ニ目を削除し、同条に第 5 号を次のように新設する。

5. 「外国人」とは次の各目の一つに該当する者を指す。
 - イ. 外国の国籍を持つ個人
 - ロ. 外国の法律によって設立された法人
 - ハ. 外国政府の対外経済協力業務を代行する機関など大統領令で定める者

第 11 条の第 1 項中「該当国家コア技術」を「該当する国家コア技術」にし、「輸出（以下『国家コア技術の輸出』とする）する場合には産業通商資源部長官から承認を得るべき」を「輸出（以下『国家コア技術の輸出』とする）する場合には事前に産業通商資源部長官から承認を受けるべき」とし、同条の第 11 項を削除し、同条の第 5 項から第 10 項までを各々第 6 項から第 11 項までにし、同条に第 5 項を次のように新設し、同条の

第 7 項（従前の第 6 項）中「第 4 項の申告対象の国家コア技術の輸出を希望する者は該当国家コア技術が国家安全保障と関連があるか」を「国家コア技術の輸出を希望する者は該当する国家コア技術が第 1 項に基づく承認又は第 4 項に基づく申告対象に該当するか」にし、同条の第 8 項（従前の第 7 項）を次のようにし、同条の第 9 項（従前の第 8 項）の第 2 号中「第 5 項の規定」を「第 6 項」にし、同項の第 3 号中「第 7 項の規定に基づく未承認又は不正承認及び未申告又は虚偽申告など」を「第 8 項の第 2 号に基づく不正承認又は不正申告」にし、同条の第 11 項（従前の第 10 項）を次のようにする。

⑤産業通商資源部長官は第 4 項に基づく申告を受けた場合、該当する国家コア技術の輸出が国家安全保障に与える影響などを検討し国家安全保障に影響を及ぼす法律に適していれば申告を受理すべきである。

⑧産業通商資源部長官は国家コア技術を保有する対象機関が次の各号の一つに該当する場合には該当する国家コア技術の輸出中止・輸出禁止・原状回復など必要な措置を命ずる。ただし、第 2 号の場合には情報捜査機関の長に調査を依頼し、調査結果を委員会に報告した後、委員会の審議を経るべきである。

1. 第 1 項に基づく承認を受けていないか、若しくは第 4 項に基づく申告を行わず国家コア技術の輸出を行った場合。
2. 嘘やその他の不正な方法で第 1 項に基づく承認を受けたか、若しくは第 4 項に基づく申告を行わず国家コア技術の輸出を行った場合。

⑪第 1 項の承認、第 4 項の申告、第 6 項・第 8 項の輸出中止・輸出禁止・原状回復などの措置命令及び第 7 項の事前検討の申請などに必要な事項は大統領令で定める。

第 11 条の 2 を次のようにする。

第 11 条の 2（国家コア技術を保有する対象機関の海外買収・合併など）

①国から研究開発費の支援を受けて開発した国家コア技術を保有する対象機関が大統領令で定める海外買収・合併、合弁事業などの外国人投資（以下「海外買収・合併など」とする）を行う場合には事前に海外買収・合併などの相手側である外国人と共同で産業通商資源部長官から承認を受けるべきである。

②産業通商資源部長官は第 1 項に基づく承認申請を受けた場合、海外買収・合併などによる国家安全保障及び国民経済的な波及効果などを検討して関係する中央行政機関との長と協議した後、委員会の審議を経て承認できる。

③第 1 項に基づく承認対象外の国家コア技術を保有・管理する対象機関は海外買収・合併など行う場合には事前に海外買収・合併など相手側である外国人と共同で産業通商資源部長官に申告すべきである。

④産業通商資源部長官は第 3 項に基づく申告を受けた場合、海外買収・合併などが国家安全保障に与える影響などを検討し国家安全保障に影響を及ぼさず法律に適用していれば申告を受理すべきである。

⑤産業通商資源部長官は第 1 項及び第 3 項に基づく国家コア技術の輸出が国家安全保障に深刻な影響を与えかねないと判断した場合には関係する中央行政機関の長と協議した後、委員会の審議を経て海外買収・合併などに対して中止・禁止・原状回復などの措置を命ずることができる。

⑥第 1 項又は第 3 項に基づいて海外買収・合併などを行う対象機関又は外国人は該当する海外買収・合併などが承認又は申告対象に該当するかどうかについて産業通商資源部長官に事前検討を申請できる。

⑦産業通商資源部長官は国家コア技術を保有する対象機関又は海外買収・合併などの相手側である外国人が次の各号の一つに該当する場合には海外買収・合併などの中止・禁止・原状回復など必要な措置を命ずることができる。ただし、第 2 号の場合には、情報捜査機関の長に調査を依頼し、調査結果を委員会に報告した後、委員会の審議を経るべきである。

1. 第 1 項に基づく承認を受けていないか、若しくは第 3 項に基づく申告をせず、海外買収・合併などを行った場合。
2. 嘘やその他の不正な方法で第 1 項に基づく承認を受けたか、第 4 項に基づく申告をせず、海外買収・合併などを行った場合。

⑧委員会は次の各号の一つに該当する場合には対象機関又は外国人の意見を聴取できる。

1. 第 1 項に基づく承認申請に対する審議
2. 第 5 項に基づく国家安全保障に深刻な影響を与える海外買収・合併などに対する中止・禁止・原状回復などの審議
3. 第 7 項の第 2 号に基づく不正承認又は不正申告などに対する海外買収・合併などの中止・禁止・原状回復などの審議

⑨産業通商資源部長官は第 1 項に基づく承認申請又は第 3 項に基づく申告と関連して分野別の専門委員会に検討させることができ、関係する中央行政機関の長、対象機関の長又は外国人に資料提出などの必要な協調を求めることができる。この場合、関係する中央行政機関の長、対象機関の長又は外国人は特別な理由がない限り、これに協調すべきである。

⑩第 1 項の承認、第 3 項の申告、第 5 項・第 7 項の中止・禁止・原状回復などの措置命令及び第 6 項の事前検討の申請などに必要な事項は大統領令で定める。

第 11 条の 3 を次のように新設する。

第 11 条の 3 (履行強制金) ①産業通商資源部長官は第 11 条の 2 の第 5 項及び第 7 項に基づいて海外買収・合併などの中止・禁止・原状回復などの措置命令を受けた後、期限内に

措置命令を履行していない者に対して履行期限の終了日の翌日から1日当たり1千万ウォン以下の範囲で、大統領令で定める履行強制金を科す。

②産業通商資源部長官は最初の措置命令が下された日を基準にして1年に2回以内の範囲で該当の措置命令が履行されるまで繰り返して第1項に基づいて履行強制金を賦課・徴収できる。

③第1項及び第2項で定めた事項以外に履行強制金の賦課・徴収に関する事項は「行政基本法」第31条の第2項から第6項までの規定に従う。

第14条に第5号の2を次のように新設し、同条の第6号の2中「第11条の2の第5項及び第6項」を「第11条の2の第3項」にし、同条の第7号中「第11条の第5項・第7項及び第11条の2の第7項・第9項」を「第11条の第6項・第8項及び第11条の2の第5項・第7項」にする。

5の2.第11条の第4項に基づく申告をしないか、若しくは不正な方法で申告し国家コア技術の輸出をする行為

第14条の3の第2項を第3項にし、同条に第2項を次のように新設する。

②対象機関が保有する技術が第2条の第1号のロ目・ハ目及びホ目からチ目までの技術に該当する場合としてその技術を指定・告示・広告・認証した行政機関の長の確認を受けた場合には、第1項に基づく産業技術の確認を受けたこととみなす。

第22条の第1項の第2号を次のようにする。

2.産業技術の保安施設の設置・運営の支援

第34条の第3号の2中「第11条の2の第3項及び第6項」を「第11条の2の第1項及び第3項」にし、同条に第3号の3を次のように新設する。

3の3.第13条に基づいて改善勧告の業務を行う者

第39条の第1項の各号以外の部分にただし書を次のように新設する。ただし、第1号の2の場合は国家を除外する。

第39条の第1項に第1号の2を次のように新設する。

1の2.第11条の第10項及び第11条の2の第9項に基づいて産業通商資源部長官からの協調の要請を正当な理由なしに拒否した者。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1-6 【法案提出】 大・中小企業の共生協力の促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2124934）

議案情報システム（2023.9.27.）

議案番号：2124934

提案日：2023年9月27日

提案者：キム・ハンジョン議員(共に民主党)外10人

提案理由及び主要内容

現行法は受託・委託取引において委託企業の違法行為によって損害を受けた者が損害賠償請求の訴を提起できるようにし、この場合、裁判所は中小ベンチャー企業部長官に該当事件に対して調査するか提出された資料を送付することを求めるよう規定している。

しかし、現状では裁判所から求めがあったにも関わらず記録の送付などへの協調が円滑に行われず、訴訟で関連する記録を証拠として活用することが難しいため、中小ベンチャー企業部長官が調査するか、若しくは提出された資料を裁判所が実際に確保できるよう対策を設けるべきだとの意見が提起されている。

また、現行法は委託企業が受託企業に報復を目的に不当な取引行為をするか、若しくは受託企業の技術資料を流用した場合には損害額の3倍以内の範囲で賠償責任を取るよう定めているが、にも関わらず委託企業による技術資料の流用行為が続いており、損害賠償金額の限度を上乗せすべきだとの意見がある。

並びに、現行の「下請取引の公正化に関する法律」は元事業者が製造・用役などを委託した後、任意で取り消すか、若しくは製造品の受け取りを拒否する行為、下請に支払う代金を一方的に低く設定する行為などに対して目的を問わず損害額の最大3倍まで賠償責任を取るよう定めることで需給事業者をさらに手厚く保護しているため、受託・委託取引においても類似した行為を行った委託企業に重い損害賠償責任を取るよう促す必要があるとの指摘が提起されている。

このため、損害賠償請求の訴において裁判所が違反行為の証明や損害額の算定のために資料の提出を命ずる場合、中小ベンチャー企業部長官が該当事件に対する記録を提出できるようにして記録送付の要求の実効性を確保し、委託企業が受託企業の技術資料を流用した場合、損害賠償金の上限を損害額の10倍まで上乗せし、その他不当な取引行為をした場合にも損害額の最大3倍まで賠償責任を取るようすることで被害企業を救済し、公正な受託・委託取引の秩序作りに貢献することである。(案第40条の第5項の新設、第40条の2の第2項など)。

法律第 号

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第40条の第4項中「中小ベンチャー企業部長官に」を「違反行為の存在有無の証明又は損害額の算定のため中小ベンチャー企業部長官に」にし、「送付を要求できる」を「提出を命ずることができる」にし、同条に第5項を次のように新設する。

⑤中小ベンチャー企業部長官は第1項に基づいて提出されるか調査によって得た資料を目的以外の用途で他人に提供したり漏洩したりしてはいけない。ただし、第4項に基づいて裁判所から提出命令が下された場合にはその使用目的に沿う範囲で関連資料を提供できる。

第40条の2の第2項の本文中「第25条の第1項の第14号又は同条の第2項を」を「次の各号を」にし、「発生した損害の3倍を超えない」を「該当号の区分による」にし、同項に各号を次のように新設する。

1. 第25条の第1項の第1号、第3号、第4号、第7号、第8号、第10号、第14号が
目1) 又は口目を違反した場合：損害の3倍以内

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

第2条（資料の提出に関する適用例）第40条の第5項の但し書の改正規定は、この法律の施行当時、裁判所にて係属中の事件に対しても適用する。

1-7 【公布】大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行規則の一部改正令（中小ベンチャー企業部令第79号）

電子官報（2023.9.27.）

中小ベンチャー企業部令第79号

大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2023年9月27日

中小ベンチャー企業部長官

大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行規則の一部改正令

大・中小企業の共生協力促進に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第5条の6を削除する。

第6条の見出し「(受託・委託紛争調停申請書等)」を「(受託・委託紛争調停要請書等)」に改め、同条第1項中「令第17条前段」を「令第17条」に、「紛争調停申請書」を「紛争調停要請書」に改め、同条第2項各号以外の部分中「令第17条前段」を「令第17条」とし、

同項第1号中「紛争調停申請」を「紛争調停要請」とし、同項第2号中「申請することに」を「要請することに」に、「申請人」を「要請人」に、「場合に限る」を「場合のみ該当する」に改め、同条第3項を次のようにする。

③法第28条の9第1項により紛争の調停を申請しようとする者は、別紙第1号の4書式の受託・委託紛争調停要請書に次の各号の書類を添付して法第28条の5第1項による受託・委託紛争調停協議会に提出しなければならない。

1. 受託・委託紛争調停申請理由書1部
2. 受託・委託紛争調停を申請することに意思決定をした事実が記載されている中小企業協同組合理事会の議事録（申請人が中小企業協同組合の場合のみ該当する）1部

第7条を削除する。

第11条第1項第1号中「法第21条第1項」を「法第21条第1項及び第3項各号以外の部分ただし書」とする。

第12条第2号を削除する。

別表を削除する。

別紙第1号の3書式を別紙のようにし、別紙第1号の4書式を別紙のように新設する。

附 則

この規則は、2023年9月29日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、2023年10月4日から施行する。

1－8 【立法予告】特許法施行規則の一部改正令案(特許庁公告第2023-254号)

電子官報(2023.9.27.)

特許庁公告第2023-254号

特許法施行規則の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり広告します。

2023年9月27日

特許庁長

特許法施行規則の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

出願人が特許出願書に国家研究開発事業と関連する情報をより正確に記載できるよう特許出願書の書式を見直し、出願人の選択により研究開発費の資金出所によって承認 (acknowledgement) の表記ができるよう明細書の書式を見直す一方、特許法・実用新案法・デザイン保護法・商標法の施行令の改正を通じて国家レベルで重要な先端戦略技術などに対する優先審査の支援を強化できるよう、専門機関への先行技術 (デザイン・商標) の調査依頼など優先審査の対象を見直すことで優先審査申請書などの書式に変更事項を反映し、その他一部の不備を改善・補完する目的である。

法律第 号

特許法施行規則の一部改正令案

特許法施行規則の一部を次のように改正する。

別紙第 9 号書式裏側記載要領第 8 号イ目 (4) [例] 中「【補正対象項目】その他事項」、
「【補正方法】訂正」、「【補正内容】」、「【先行技術調査の依頼情報】」、「【依頼機関】○○○○」及び「【依頼日付】2008.10.1」をそれぞれ削除する。

別紙第 13 号書式裏側記載要領以外部分の第 1 号表の公知例外適用対象の証明書類に関連する規定欄中「『デザイン保護法』第 36 条の第 2 項」を「『デザイン保護法』第 36 条」にする。

別紙第 14 号書式裏側記載要領第 10 号イ目の表の中、国家研究開発事業欄を次のようにする。

国家研究開発事業	「国家研究開発革新法」の第 2 条の第 1 号に基づく国家研究開発事業の結果として獲得した発明を出願する場合	「国家研究開発革新法の施行令」第 32 条の第 5 項
----------	--	-----------------------------

別紙第 14 号書式裏側記載要領第 10 号ト目 (1) 中「【寄与率】、」を削除し、同目 (2) 中「システム (NTIS)」を「サービス (NTIS)」に、「【課題管理 (専門) 機関名】欄は」を「【部署名】欄は該当の研究開発事業の課題を支援した中央行政機関の名称を書きます。

【課題管理 (専門) 機関名】欄は」に改め、「【寄与率】欄は、この発明を支援した課題が 1 件の場合は 1/1 に書き、2 件以上の場合は該当する課題別の寄与率を○/□のように分数に書きつつ、合わせて 1 になるよう書きます。」を削除し、同目 (2) [例] 以外の部分に※国家研究開発事業の情報を記載する際の注意事項を次のように新設し、同目 (2) [例] 中「【寄与率】1/2」をそれぞれ削除する。

※国家研究開発事業の情報を記載する際の注意事項

- (1) 国家研究開発事業とは、中央行政機関が法令に基づき研究開発のために予算又は基金を支援した事業を指します(「国家研究開発革新法」第2条の第1号)。したがって、この発明を支援した国家研究開発事業が中央行政機関から法令に基づいて研究開発費の全部又は一部を予算又は基金として支援を受けた場合は、研究開発の成果として出願書に国家研究開発事業の情報を書かなければなりません。(「国家研究開発革新法の施行令」第32条の第5項)。また、この発明を支援した課題が2件以上の場合は、該当の課題をすべて書かなければなりません。
- (2) 国家科学技術知識情報サービス (NTIS) で課題固有番号を付与される前の場合には【課題固有番号】欄に「未付与」と書くことができます。ただし、課題固有番号を付与された以降は出願書等の補正を通じて必ず課題固有番号を書かなければなりません。

別紙第15号書式裏側記載要領第2号イ目(2)を次のようにする。

- (2) 【技術分野】欄には特許(実用新案登録)を受けようとする発明(考案)の技術分野を明確かつ簡潔に書きます。また、必要な場合には承認(acknowledgement)を書くことができます。

[例] 【技術分野】

【0001】本発明は・・・するための・・・に関する・・・。

※承認(acknowledgement)を記載する際の注意事項

承認【技術分野】欄に書くことを勧め、次の例の1,2,3のように資金出所(funding source)を分けて書くことができます。一方、承認は必ず記載すべき事項ではないため出願人の選択によって作成しないことも可能であるが、作成する場合には出願人の責任の下、正確な内容を書かなければなりません。

[例1] 政府から研究開発費の全部の支援を受けた国家研究開発課題の場合

【技術分野】

【0002】本発明(考案)は科学技術情報通信部(部署名)の支援を受けて行われた研究である(課題番号〇〇〇〇)。

[例2] 政府及びその他機関(企業等)からそれぞれの研究開発費の一部の支援を受けた国家研究開発課題の場合

【技術分野】

【0002】本発明(考案)は科学技術情報通信部(部署名)の支援の一部を受けて行われた研究である(課題番号〇〇〇〇)。

【0003】また、本発明(考案)は〇〇電子〇〇センター(機関/企業名)の支援を追加でを受けて行われた研究である(課題番号〇〇〇〇)。

[例3] 政府以外の機関(企業等)から研究開発費の支援を受けた場合(国家研究開発課題ではない場合)

【技術分野】

【0002】本発明（考案）は〇〇電子〇〇センター（機関/企業名）の支援を受けて行われた研究である（課題番号〇〇〇〇）。

別紙第 22 号書式表側その他事項欄の中「先行技術（デザイン、商標）の調査依頼を受けた出願」、「（【先行技術の調査依頼の情報】）」、「（【依頼機関】）」、「（【依頼日付】）」及び「（【国際特許分類】）」をそれぞれ削除し、同書式裏側記載要領以外の部分の第 1 号の表の優先審査申請に関する規定の欄の中『商標法の施行令』第 12 条を「商標法の施行規則」の第 49 条にし、同号※参考の二目中「特許請求範囲（実用新案登録請求範囲）」を「請求範囲」とし、同ページの記載要領の第 5 号の口目を削除し、同ページの記載要領の第 6 号イ目中「特許請求範囲」を「請求範囲」にする。

別紙第 57 号書式裏側記載要領の第 10 号イ目表中の国家研究開発事業欄を次のようにする。

国家研究開発事業	「国家研究開発革新法」の第 2 条の第 1 号に基づく国家研究開発事業の結果として獲得した発明を出願する場合	「国家研究開発革新法の施行令」第 32 条の第 5 項
----------	--	-----------------------------

別紙第 57 号書式裏側記載要領第 10 号ト目を次のようにする。

ト. 国家研究開発事業

- (1) 国家研究開発事業事項の□の中に表示した場合は【その他事項】欄の次の行に【この発明を支援した国家研究開発事業】、【課題固有番号】、【課題番号】、【部署名】、【課題管理（専門）機関名】、【研究事業名】、【研究課題名】、【課題遂行機関名】及び【研究期間】欄をそれぞれ作成し書きます。
- (2) この発明を支援した国家研究開発事業の情報を次の例のように書きます。【課題固有番号】欄は国家科学技術知識情報サービス (NTIS) で付与する課題固有番号を書きます。【課題番号】欄は課題管理（専門）機関で課題別に付与する細部課題番号を書きます。【部署名】欄は該当の研究開発事業の課題を支援した中央行政機関の名称を書きます。【課題管理（専門）機関名】欄は該当の研究開発事業の課題及び成果情報を登録・管理する機関の名称を書きます。【研究事業名】欄は研究課題が含まれた上位の研究事業名（明確でない場合は研究課題計画書に書いた上位の研究事業名）を書きます。【研究課題名】欄は各部署又は課題管理（専門）機関で管理する細部課題単位の研究課題名を書きます。【課題遂行機関名】欄は研究課題を主管して行っている機関の名称を書きます。【研究期間】欄は該当課題の該当年度の研究期間を書きます。

※国家研究開発事業の情報を記載する際の注意事項

- (1) 国家研究開発事業とは、中央行政機関が法令に基づいて研究開発のため予算又は基金を支援する事業を指します（「国家研究開発革新法」第 2 条の第 1 号）。した

がって、この発明を支援した国家研究開発事業が中央行政機関からの法令に基づき研究開発費の全部又は一部を予算又は基金から支援された場合は、研究開発の成果として出願書等に国家研究開発事業の情報を書かなければなりません（「国家研究開発革新法の施行令」第32条の第5項）。また、この発明を支援した課題が2件以上の場合は、該当の課題をすべて書かなければなりません。

- (2) 国家科学技術知識情報サービス (NTIS) から課題固有番号を付与される前の場合は【課題固有番号】欄に「未付与」と書くことができます。ただし、課題固有番号を付与された以降は出願書等の補正を通じて必ず課題固有番号を書かなければなりません。

[例] 【その他事項】

【この発明を支援した国家研究開発事業】

【課題固有番号】 ○○○○○○○○

【課題番号】 ○○○○○○○○

【部署名】 農村振興庁

【課題管理（専門）機関名】 農村振興庁

【研究事業名】 バイオ人工臓器生産技術開発

【研究課題名】 形質転換した複製無菌豚の生産効率性を高めるための技術開発

【課題遂行機関名】 韓国大学

【研究期間】 2018. 4. 1. ～2019. 3. 31.

【この発明を支援した国家研究開発事業】

【課題固有番号】 ○○○○○○○○

【課題番号】 ○○○○○○○○

【部署名】 科学技術情報通信部

【課題管理（専門）機関名】 韓国研究財団

【研究事業名】 21C フロンティア研究開発事業

【研究課題名】 糖タンパク質と糖脂質の末端における糖鎖変化に基礎する肝臓がんバイオマーカーの検出による臨床応用研究

【課題遂行機関名】 韓国大学

【研究期間】 2018. 2. 1. ～2019. 1. 31.

附 則

この規則は、2024年1月1日から施行する。ただし、別紙第13号書式の改正規定は2023年12月21日から施行する。

2. 意見提出

特許法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は 2023 年 11 月 6 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて法令案を確認し、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別の意見（賛否とその理由）

ロ. 氏名（法人・団体の場合、その名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁特許制度課：大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟 1105 号（〒35208）

電話番号：（042）481-8153、Fax：（042）472-4743

電子郵便：han120@korea.kr

3. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁ウェブサイト (<https://www.kipo.go.kr>) の「立法予告」を参照するか、特許庁特許制度課（電話042-481-8153）にお問い合わせください。

1-9 【立法予告】 実用新案法施行規則の一部改正令案(特許庁公告第 2023-255 号)

電子官報 (2023.9.27.)

特許庁公告第 2023-255 号

実用新案法の施行規則の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2023 年 9 月 27 日

特許庁長

実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

出願人が実用新案登録出願書に国家研究開発事業と関連する情報をより正確に記載できるよう実用新案登録出願書の書式の記載項目及び記載要領などを見直す目的である。

法律第 号

実用新案法施行規則の一部改正令案

実用新案法施行規則の一部を次のように改正する。

別紙第1号書式裏側記載要領第3号ハ目(4)中「**準禁治産者又は禁治産者**」を「**被限定後見人又は被成年後見人が**」に改め、同側の記載要領第10号イ目表中国家研究開発事業欄をつぎのようにする。

国家研究開発事業	「国家研究開発革新法」第2条第1号による国家研究開発事業の結果として獲得した考案を実用新案登録出願する場合	「国家研究開発革新法施行令」第32条第5項
----------	---	-----------------------

別紙第1号書式裏側記載要領第10号ト目(1)中「**【寄与率】**」を削除し、同目(2)中「**システム (NTIS)**」を「**サービス (NTIS)**」に、「**【課題管理 (専門) 機関名】欄は**」を「**【部処名】欄は**、当該研究開発事業の課題を支援した中央行政機関の名称を書きます。**【課題管理 (専門) 機関名】欄は**」に改め、「**【寄与率】欄は、この考案を支援した課題が1件の場合は1/1と書き、2件以上の場合は当該課題別の寄与率を○/□のように分数で書きつつ、合わせて1になるように書きます。**」を削除し、同目(2)[例]以外の部分に※国家研究開発事業の情報を記載する際の注意事項を次のように新設し、同目(2)[例]中「**【寄与率】1/2**」をそれぞれ削除する。

※国家研究開発事業の情報を記載する際の注意事項

- (1) 国家研究開発事業とは、中央行政機関が法令に基づいて研究開発のために予算又は基金で支援する事業をいいます(「国家研究開発革新法」第2条第1号)。したがって、この考案を支援した国家研究開発事業が中央行政機関から法令に基づいて研究開発費の全部又は一部を予算又は基金で支援された場合は、願書に研究開発成果として国家研究開発事業の情報を書かなければなりません(「国家研究開発革新法施行令」第32条第5項)。また、この考案を支援した課題が2件以上の場合は、当該課題をすべて書かなければなりません。
- (2) 国家科学技術知識情報サービス (NTIS) から課題固有番号を付与される前の場合は、**【課題固有番号】欄**に「未付与」と書くことができます。ただし、課題固有番号を付与された後は、願書等の補正を通じて課題固有番号を必ず書かなければなりません。

附 則

この規則は、2024年1月1日から施行する。

2. 意見提出

実用新案法の施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2023年11月6日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて法令案を確認し、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別の意見（賛否とその理由）

ロ. 氏名（法人・団体の場合、その名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁特許制度課：大田広域市西区庁舎路 189 政府大田庁舎 4 棟 1105 号（〒35208）

電話番号：（042）481-8153、Fax：（042）472-4743

電子郵便：han120@korea.kr

3. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁ウェブサイト (<https://www.kipo.go.kr>) の「立法予告」を参照するか、特許庁特許制度課（電話 042-481-8153）にお問い合わせください。

1-10 【法案提出】特許法の一部改正案（議案番号：2125085）

議案情報システム（2023.10.10.）

議案番号：2125085

提案日：2023年10月10日

提案者：イ・ヨンビン議員（共に民主党）外15人

提案理由及び主要内容

現行法は特許権者と専用実施権者が、故意又は過失によって自己の特許権・専用実施権を侵害した者に対して侵害により受けた損害の賠償を請求できるようにし、裁判所は侵害行為の故意性が認められた場合は、損害と認められた金額の3倍を超えない範囲でその賠償額を決めることができるようにしている。

これは侵害行為をした者に損害と認められた金額より多き金額を賠償するようにすることで、特許権等の侵害行為と反復的な不法行為を防止し、技術奪取の被害を受けた企業の被害について実効性を考えて賠償する趣旨として導入された。しかし、実際の判決では平均的に賠償額がその損害と認められた金額の1.5倍程度であり、実効性のある損害賠償が行われていないとの批判的な意見が提起されている。

このため、特許権等に対する侵害行為の故意性が認められた場合、損害と認められた金額の3倍をその損害賠償額として決め、侵害行為をした者への優越的地位の有無、故意又は損害発生への懸念を認識した度合い等を考慮し、賠償額を減額できるようにして特許権又は専用実施権を侵害した行為に対する実効性のある損害賠償額が決められるようにす

ること知識財産権の保護を強化する目的である。(案第128条の第8項及び第9項)。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第128条第8項中「超えない範囲内で賠償額を決めることができる」を「賠償額として決める」し改め、同条第9項各号外の部分の中「第8項に基づいて賠償額を判断する際には」を「裁判所は第8項にもかかわらず」に、「考慮すべきである」を「考慮して賠償額を減額できる」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（損害賠償額の算定に関する適用例）第128条の第8項及び第9項の改正規定は、この法律の施行後、第128条に基づいて損害賠償が請求された場合から適用する。

1-11 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2125086）

議案情報システム（2023.10.10.）

議案番号：2125086

提案日：2023年10月10日

提案者：イ・ヨンビン議員（共に民主党）外15人

提案理由及び主要内容

現行法は、韓国国内で広く知られている他人の氏名、商号、商標等と同一・類似のものを使用するかそれらを使用した商品を販売等、他人の商品と混同させる行為をした者に対して申告報奨金を支給できるように規定している。

こうした申告報奨金制度は国民の関心が認識を高めて事前に違反行為を防止し違反行為に対して効果的な取り締まりができるため肯定的な効果がある。特に、営業秘密の海外通出は国家経済的な損失と大きな被害を起しかねないにもかかわらず、こうした申告報奨金制度が運営されず事前予防と効果的な取り締まりに困難があるとの批判的な意見が提起されている。

このため、営業秘密を海外で使用するか海外で使用されることを承知しているにもかか

わらず営業秘密流出等の行為をした者を申告対象に含めることで、営業秘密の海外流出を防ぎ国家経済的な被害を予防し違反行為防止の実効性を高める目的である。(案第16条第1項第1号及び第2号を新設)。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第2条第1号イ目に基づく不正競争行為(「商標法」第2条第1項第10号に基づく登録商標に関するものに限る)をした者」を「次の各号の一つに該当する者」に改め、同項に各号を次のように新設する。

1. 第2条第1号イ目に基づく不正競争行為(「商標法」第2条第1項第10号に基づく登録商標に関するものに限る)をした者
2. 営業秘密を海外で使用するか使用されることを周知しているにもかかわらず第18条第1項各号の一つに該当する行為をした者

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

関係機関の動き

2-1 2023年下半期の弁理士実務研修集合教育の募集を公告

韓国特許庁(2023.9.18.)

弁護士資格所持者などを対象に、7日間受け付け

韓国特許庁の国際知的財産研修院は、9月21日(木曜)から9月27日(水曜)までの7日間、弁護士資格所持者向け「2023年下半期の弁理士実務研修集合教育」への参加希望者を募集すると発表した。

参加希望者は、国際知的財産研修院のウェブサイト(iipti.kipo.go.kr)から申し込むことができる。教育は、11月6日(月曜)から12月7日(木曜)まで5週間に渡って行われる予定である。

今回実施する下半期教育の主な内容は次のとおりである。

1. 上半期にはなかった、非理工系の弁護士資格保有者が必ず履修しなければならない「科学技術の理解」が選択科目として追加開設される。
2. 最近頻繁に発生している営業秘密の流出への対応力を高めるために、技術奪取関連教育を新たに設ける。
3. 弁理士の審判・訴訟遂行能力を強化するために、審判分野の証拠調査事例および口頭審理実務関連の教育を開設した。

特許庁の国際知的財産研修院長は、積極的な行政に基づいて、「知的財産分野の最高の専門家である弁理士の実力を強化するための良質の教育課程を、日程通りに進められるよう、最善を尽くしていきたい」と述べた。

2-2 韓国特許庁長官、ASEAN との特許庁長官会合の参加成果を説明

韓国特許庁（2023. 9. 18.）

ASEAN における知的財産権の早期取得および保護強化など、
韓国企業への支援強化の意志を示す

韓国特許庁長官は、9月18日（月曜）10時30分、政府大田庁舎（大田市）で開かれた記者懇談会で、韓国・インドネシア首脳会談を機にジャカルタで開催された韓国・インドネシア特許庁長官会合およびシンガポールで開催された第6回韓国・ASEAN 特許庁長官会合の参加成果を説明した。

【インドネシアと知的財産包括協力 MOU・特許審査ハイウェイ（PPH）を締結】

特許庁長官は、9月8日にインドネシアのジャカルタで開催された韓国・インドネシア首脳会談を機に、効果的に企業を支援するためにインドネシアの知的財産庁と締結した「知的財産包括協力 MOU」と「特許審査ハイウェイ（PPH）」を主要成果として取り上げた。

両国は、「知的財産包括協力 MOU」を通じて、知的財産分野の法・制度、審査、人材育成、知的財産保護、知的財産活用（事業化、金融など）などの5つの分野で積極的に協力することに合意した。

また、特許庁がインドネシアの知的財産庁と「特許審査ハイウェイ（PPH※）」を締結することにより、韓国企業が現地でより迅速に特許を取得することができると期待され

る。特に、インドネシアは、ASEAN 諸国の中で韓国企業による特許申請が 3 番目に多く、知的財産分野において重要な協力国（※※）である。インドネシアと同 MOU を締結した国は、全世界で韓国と日本 2 カ国のみである。

※PPH (Patent Prosecution Highway) : 同一発明を韓国、インドネシアの特許庁に出願した後、第 1 庁で特許可能と判断された場合、第 2 庁に提出、早期審査が受けられるようにする枠組み

※※韓国から ASEAN への出願ランキング (2021 年) : ベトナム→シンガポール→インドネシア (376 件) →マレーシア→タイ→フィリピン

【ASEAN と知的財産教育に関する経験共有・マレーシアと特許審査ハイウェイの本格運用に合意】

一方、特許庁長は、9 月 5 日にシンガポールで開催された第 6 回韓国・ASEAN 庁長会合および同庁長会合を機に、マレーシアの知的財産庁などと進めた二国間会合の成果も取り上げた。

特許庁長は、今回の韓国・ASEAN 庁長会合を通じて知的財産教育分野に関する経験とノウハウを互いに共有し、2022 年にソウルで開催した韓国・ASEAN 庁長会合の事後的な措置として、2023 年下半期に実務者レベルの特許専門家会議を開催することになったと発表した。

また、特許庁長は、韓国・ASEAN 庁長会合の期間中、マレーシアと相次いで会談を行い、試験運用中の「特許審査ハイウェイ (PPH)」を本格運用することに合意した。これからは韓国企業がマレーシア現地で早期審査サービスを受け続けることができると強調した。

※韓国から ASEAN への出願ランキング (2021 年) : ベトナム→シンガポール→インドネシア→マレーシア (307 件) →タイ→フィリピン

特許庁長は、「韓国・インドネシア特許庁長会合の事後措置の一環として、今年の下半期にインドネシアの知的財産権取締公務員を韓国に招待する一方、ASEAN 諸国の特許庁長との緊密な多国間・二国間協力を通じて、韓国企業に友好的な現地の知的財産経営環境を整えるため、積極的に努力する」と懇談会を終了した。

2-3 韓国特許審判院、「日韓特許・商標審判分野のユーザーシンポジウム」を開催

韓国特許庁 (2023. 9. 19.)

企業、弁理士などを対象に日韓審判制度の主要変更事項など紹介

韓国特許審判院は、9月21日（木曜）10時、韓国知的財産センター（ソウル）の19階で「2023年日韓特許・商標審判分野のユーザーシンポジウム」を開催すると発表した。

日韓審判専門家会合（※）と連携して開催されるシンポジウムは、企業や弁理士など審判制度のユーザーが、知財権紛争に円滑に対応できるよう、昨日の会合で議論した内容を共有するために設けられたものである。

※コロナ禍などの影響により約4年間中止となった日韓審判専門家会合再開（2023年9月20日）

シンポジウムは、韓国と日本の特許・商標審判官による最近5年間の両国の審判分野法・制度の変更事項および特許の存続期間の延長登録（※）に関する発表、そして、参加者からの質疑応答の順で行われる。

※特許登録が遅れ、特許を行事できない期間について、特許権の存続期間の延長を行う制度

特許審判に興味のある者は、誰でも無料かつ事前登録なしで参加できる。また、参加者の便宜のため、日韓同時通訳も提供する。発表資料は現場でパンフレットの形で配布する予定である。

特許審判院長は、「日韓特許・商標審判分野のユーザーシンポジウムは、韓国で初開催となっただけに、韓国企業や代理人などが日本の審判制度を理解し、日本国内の知財権紛争への効果的対応に役立つことを期待する」と述べ、「今回のシンポジウムを機に、審判制度ユーザーに海外審判制度を紹介し、意見交換のできる場を設け続けることができるよう、努力していく」と述べた。

2-4 韓国特許庁と国会、特許データ活用促進方法を模索する

韓国特許庁（2023.9.19.）

「技術覇権時代、特許データ活用の促進に向けた国会討論会」を開催

韓国特許庁と国会※は、9月19日火曜日午前10時、ソウルで「技術覇権時代、特許データ活用の促進に向けた国会討論会」（以下、「討論会」）を開催すると発表した。

※国会政務委員会カン・フンシク議員、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会ハン・ムギョン議員（※ハンゲル順）

国家間の技術覇権争いが激化し、国家コア技術の海外流出事例も頻繁に発生しているだけに、技術の主導権確保と技術保護政策がいつになく重要性を増している。特許データは、技術情報を中心に世界中の競合国の技術競争力と産業技術の動向を調査・分析する上で客観的かつ定量的な情報を提供できる高級な情報として、注目に値する。

特許庁は、特許データをベースとした産業分析を、12 大国家戦略技術を中心に再編して未来の有望技術を掘り出し、関連政府機関とも協力してコア技術を先取りできるよう支援施策を推進している。それと同時に、政府と企業・国民が特許データを基に迅速かつ正確な分析結果を導き出せるよう、海外主要国の特許庁と協力して世界の特許データを持続的に構築・普及させている。

カン・フンシク議員とハン・ムギョン議員は、特許データが国全体的に活用・普及する制度的基盤を築くための「産業財産情報の管理および活用の促進に関する法律案」（以下、「産業財産情報活用促進法」）をそれぞれ代表発議し、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会に係属している。

国会と特許庁は、特許データの戦略的な活用価値と重要性を確認し、特許データを活用・普及させるための立法の必要性について深く議論するために今回の討論会を開催することになった。

まず、韓国知的財産研究院のリュ・テギユ 前任研究委員が「研究開発（R&D）・産業・安全保障分野における特許データの活用案」について発表し、続いて、韓国法制研究院のチョン・ウォンジョン 副研究委員が「産業財産情報活用促進法に対する立法の必要性と主要内容」について発表する。発表後、韓国知的財産研究院のソン・スンウ 院長を座長にして討論が行われる。

特許庁の産業財産情報政策課長は、「技術覇権が国の競争力と安全保障を左右する時代に世界の技術変化の流れを素早く把握し、韓国と相手の技術競争力を緻密に分析するために特許データを活用する必要がある」とし、「特許データが国全体的に活用されるよう、法・制度的基盤を強化し、関連するデジタルインフラを構築・高度化するのに最善を尽くしたい」と述べた。

一方、この日の討論会は、特許庁公式 YouTube チャンネル※からオンラインでも生中継される。

※<https://www.youtube.com/kipoworld>

「ゲームチェンジャー」量子・人工知能の標準特許を先取りしよう！

韓国特許庁は、産業界・学界・研究界の R&D 企画を支援するため、量子・人工知能分野で標準特許（※）の先取りが必要な有望技術を発見する作業に取り組む（※※）と発表した。

※標準化機構で定めた標準技術が含まれた特許で、関連する製品の生産に必須的に使われる

※※量子分野：9月18日、AI分野：9月21日

量子と人工知能は、全世界の産業構造と市場を完全に改変できる破壊的なイノベーション技術である。先月8月に日米韓首脳会談で議論した3カ国間の標準化活動の協力技術の対象となった。現在、様々な標準化機構で量子・AI分野の標準化の議論が行われているが、まだ初期段階である。

標準特許の先取りに成功した場合、関連市場をリードできる機会を得ることができるため、特許庁は、標準特許の取得の観点から有望技術を発見し、韓国の産業界・学界・研究界の競争力の強化に寄与するとの方針である。

有望技術の発見は、標準と特許情報の総合的な分析の上に成されるものである。標準反映の可能性、韓国の特許の競争力など、様々な指標を活用した総合的な評価に基づいて、産業界・学界・研究界の専門家から諮問を得て、R&D・標準化現場の観点を追加する形で推進される（※）。

※着手（9月末）→分析（～12月中旬）→報告書発行（～12月末）

特許庁は、今年の年末まで有望技術を発見し、各有望技術の標準特許取得戦略を載せた報告書を発行する予定である。報告書は、標準特許ウェブサイトから配布する計画である。

※<http://biz.kista.re.kr/epcenter>

特許庁の産業財産政策局長は、「量子とAIは、次世代産業の『ゲームチェンジャー』と呼ばれているため、標準特許の先取りを通じて市場の影響力を高める必要がある」とし、「特許庁は、これからも R&D 効率性の向上に向けて支援をし続ける」と述べた。

2-6 「特許データ政策の公開討論会」を初開催

韓国特許庁（2023.9.21.）

特許データの活用・普及に向けた政策の方向性を議論する

韓国特許庁は、9月22日金曜日11時、ソウルで「特許データ政策の公開討論会」を初めて開催する。

特許データは、技術イノベーションの成果を測定する中核指標であり、産業動向の把握および政策決定の際に活用できる主要な情報データとして、特許庁は特許データの活用に向けた制度的基盤（産業財産活用促進法）とともに運営基盤（特許統計センター※）の確立を推進している。

※2023年1月27日開所

公開討論会では、両基盤の運営現況と今後の推進案について確認し、参加者からの意見収集を通じて特許データの戦略的活用・普及に向けた望ましい発展の方向性を設定する予定である。

公開討論会は合わせて3つの部分で構成され、産業財産情報活用促進法の制定の必要性および主要内容、特許統計センターの運営状況と今後の推進方向、特許・産業分類連携の高度化の現況に関する主題発表の後、自由討論が行われる。

特許庁次長は、「今回の公開討論会は特許データ活用の活性化のためにデータ需要者の声を聞く場だ」とし、「専門家のありのままの見解を基に、より実質的かつ効果的な発展案を作成していきたい」と述べた。

2-7 韓国4つの地域、WIPO100大科学・技術クラスターとして選定

韓国特許庁（2023.9.21.）

韓国特許庁は、9月20日水曜日、WIPO（世界知的所有権機関）の2023年「100大科学・技術クラスター（S&T Cluster※）」に韓国のソウル（3位）、大田（18位）、釜山（74位）、大邱（91位）が選ばれたと発表した。

※Science & Technology Cluster：特許出願と科学論文のシェアを足して科学と技術開発に対し最も高い集中度を示す地域を選別

WIPO は、イノベーションの主要な要素である科学と技術開発に対する地域の集中度を把握するため、2017 年から毎年特許出願活動と科学論文の発表を分析して発明者と科学著者の密度が最も高い地域を選定している。

今年は東京・横浜（日本）が最も規模の大きいクラスターに選定され、次いで 2 位に深セン・香港・広州（中国）、そして韓国のソウルが 3 位に選ばれ、昨年（4 位）より一つ上昇した。次に北京（中国）、上海・蘇州クラスターが後に続き、上位 5 つのクラスターとも東アジア地域のクラスターが選定された。

100 大クラスターに、韓国は中国（24）、米国（21）、ドイツ（9）の次に多い 4 つ（ソウル、大田、釜山、大邱）のクラスターが含まれた。韓国をはじめとする東アジア地域で、科学者や発明者のアイデアがより早く実現し、作動できるようにするイノベーションのエコシステムを活発に構築していることがわかる。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「今回の 100 大科学・技術クラスターの選定を受けて、韓国がイノベーションのエコシステムを構築するために集中的に取り組んでいることを改めて確認することができた」とし、「イノベーションのエコシステムが広く普及するよう、科学・技術分野と緊密に協力して知的財産が効果的に創出・活用・保護される環境づくりに最善を尽くしたい」と述べた。

2-8 韓国特許庁と江原大、「IP 重点大学」の MOU を締結

韓国特許庁（2023.9.25.）

江原大と連携して IP 融合人材の育成に取り組む

韓国特許庁は 9 月 22 日金曜日 14 時、江原大学（韓国江原道所在）と連携して江原大にて江原地域の成長をけん引する目的として「IP（知的財産）重点大学」の支援に関する MOU を締結すると発表した。

「IP 重点大学」とは、地域のコア産業に特化した知的財産融合人材を育成するための事業として大学内に IP 融合学位課程（学士・修士・博士）を開設し多様な IP 関連教育課程を開発して IP 教育の拠点として役割を果たすことになる。

特許庁は 2021 年から IP 重点大学を選定し、今年は慶北大学（韓国慶北地域所在）に次ぎ江原大を選び、全国 6 つ圏域において IP 教育拠点※を設けることにした。特許庁は来年まで IP 重点大学を 9 つに拡大し未来人材の育成に向けて取り組む計画である。

※慶尚大学(蔚山・慶南)、全南大学(光州・全南)、忠北大学(忠北)、忠南大学(大田・世宗・忠南)、慶北大学(慶北)、江原大学(江原)

江原大は江原地域において 3 大特化産業である精密医療、デジタル健康管理(ヘルスケア)、知能型水素エネルギーを連携する「データ中心の IP 融合教育」を通じて地域環境に合わせた IP 人材を育成する。また、江原地域にある 15 か所の大学が参加する単位互換制度や地域内の企業・機関などとの連携を通じて専門的な IP 教育を拡大していく予定である。

特許庁長は「未来産業によるグローバル都市を目指す江原特別自治道で教育や研究の拠点となる江原大と特許庁が協力して生み出す相乗効果への期待が高い」とし、「特許庁は、江原大が IP 重点大学として専門人材を育成し江原地域のみならず国内産業における知的財産の強化に貢献できるよう支援に取り組みたい」と述べた。

2-9 国家戦略技術研究開発の効率化、特許庁がリードする

韓国特許庁(2023.9.26.)

国家戦略技術育成法に IP-R&D を反映する

韓国特許庁は、9月22日に施行された「国家戦略技術育成に関する特別法」に IP-R&D(特許ベースの研究開発)を義務付ける内容が盛り込まれたことに伴って半導体、先端バイオ、量子など国家戦略技術の研究開発を効率化するための「IP-R&D 支援」を本格的に推進すると9月26日に発表した。

※IP-R&D: 5億3,000万件の特許ビッグデータを R&D(研究開発)に活用して重複投資を防止し、R&Dの効率性を高める研究開発方法

今回の制定法は、特許庁には「国家戦略技術に関する特許動向を毎年分析・報告」させ、R&D官庁には「特許等知財権に対する戦略的調査・分析」を実施させるなどの「IP-R&Dを義務付ける」内容を盛り込んでいる。これは、重複研究の防止や優秀特許の創出など、研究開発に対して IP-R&D の効率性と必要性が反映されたものと分析される。

【IP-R&D のこれまでの成果】

- 過去3年間(2020~2022)、政府の R&D 課題を企画する時に特許動向調査の結果を提供することで、重複課題の脱落や R&D 方向性の修正・具体化など、約3,018億ウォンの予算節約および効率化の効果を上げた
- 過去5年間(2017~2021)、産・学・研(産業界、学界、研究機関)が実施する R&D 課題(1,862件)にオンデマンド特許戦略を支援した結果、海外特許の確保、技術移

転の促進、使用料収入の増加により政府支援費用比 12.3 倍の約 1 兆 3,800 億ウォンの経済的効果が期待されるほど参加機関の満足度が高い

特許庁の「IP-R&D 支援」は、国家戦略技術 R&D 実施機関（50 か所）にオンデマンド特許戦略を提供し、R&D 官庁が参考にする「IP-R&D 実施指針」を提供することを骨子とする。

【個別機関向け特許戦略の新規支援（50 件）】

特許庁は国家戦略技術開発の緊急性・波及効果などを考慮してイノベーション先導分野（半導体・ディスプレイ、二次電池など）20 件、未来チャレンジ分野（先端バイオ、水素など）15 件、必須基盤分野（量子、人工知能、先端ロボット・製造など）15 件の計 50 件の特許戦略支援課題（機関）を選定した。選定された機関は中小・中堅企業 45 社と韓国ロボット融合研究院（先端ロボット・製造）、基礎科学研究院付設の国家数理科学研究所（量子）等 5 つの公共研究機関であり、9 月 25 日から 3 か月間韓国特許戦略開発院の特許戦略専門家と民間特許調査・分析機関で構成された専担チームからオンデマンド特許戦略の支援を受けることになる。

【国家戦略技術 R&D の特許戦略支援事例】

- Pinotbio は、独自開発した ADC（Antibody Drug Conjugate、抗体薬物複合体）ベースの新規技術に基づく市場参入および投資誘致のため、当該技術に対する IP（知的財産）実績データ集を急いで作成する必要があった。そこで、2022 年オンデマンド特許戦略の支援を受けることで、紛争のリスクのある先行技術を把握し、特別な IP 実績データ集を作成することができ、大規模な投資誘致と技術移転に成功した

【「IP-R&D 実施指針」の作成および関係各所との共有】

また、特許庁は、国家研究開発事業の所管官庁が「知財権に対する戦略的調査・分析」を円滑に実施できるよう「IP-R&D 実施指針」を作成し、12 月に配布する計画である。指針には、戦略的調査・分析の定義、細部重点技術別特許動向、細部重点技術および研究開発の類型（基礎、応用、開発など）に応じた必須分析内容、調査・分析の品質管理などに関する内容が盛り込まれる予定である。

【政府 R&D 企画支援体系の構築】

一方、政府 R&D の効率化を特許の観点から積極的に支援するため、特許ビッグデータ分析事業を 12 大国家戦略技術中心に再編するなど、政府 R&D 企画支援体系を設ける計画である。また、特許調査・分析の基盤をつくるために民間の特許調査・分析機関を育成する計画である。

特許庁長官は、「『政府 R&D 非効率の解消』という難題を解く上で、約 5 億 3,000 件に上る特許ビッグデータの活用がその糸口になるだろう」とし、「特許ビッグデータの活用を国家戦略技術から政府 R&D 全般に拡大して IP-R&D の効率化を持続的に推進していきたい」と述べた。

2-10 韓国特許庁と公取委、技術奪取の根絶のため協力

韓国特許庁 (2023. 10. 5.)

技術奪取など捜査・調査分野分野の協力強化に関する MOU 締結 知財権の虚偽表示・誇大広告の是正など協力基盤構築

韓国特許庁と公正取引委員会（以下「公取委」とする）は、10月5日木曜日10時30分、公取委の大会議室で「技術奪取および知財権分野における調査・捜査力の強化と協力増進に向けた MOU」を締結した。

今回の MOU は、技術奪取問題のモニタリングや知的財産権の虚偽表示・広告の是正など、両機関が共に成長できる分野で協力基盤を厚くするために行われた。

具体的には、公取委の場合、技術奪取事件の調査の過程において、特許庁の技術専門家を活用して、技術的判断について支援（※）を受けることができる。

※（例）公取委が支援を求める場合、特許庁の関連部署（技術警察課）で技術資料の非公知性や秘密管理性、そして技術同一性などについて専門的に判断を行い、意見書を送付する

これにより、公取委の専門人材プールが、現在運用している技術審査諮問委員会（※）を通じた民間専門家だけでなく、公共分野に該当する特許庁の特許審査官の経歴捜査官まで広がることのできるため、技術流用事件の調査力の向上が期待される。

※大学教授、研究員など7つの分野（人工知能、バイオ、自動車、ソフトウェア、電気・電子、機械、化学）の専門家 40 名

また、両機関は、技術奪取の被害を受けた者が、特許庁と公取委のいずれかの機関に通報した場合でも、他の機関により調査・捜査、支援事業（※）を受けることが適切な被害救済方法だと判断される場合には、被害者が他の機関の制度を適時に活用することができるよう、相談の初期段階から案内することにした。

※（特許庁）不正競争防止法による刑事救済・行政調査、営業秘密保護支援事業など
（公取委）下請法による行政調査および紛争調停制度など

さらに、特許庁の知財権の虚偽表示に関する通報・申告、企画調査など、情報収集過程で事業者が自ら虚偽表示を是正しない場合には、相互協議を経て公取委に事件を移管し、課徴金の賦課など適切な制裁を果たすことができるようにした。

両機関は、消費者の被害予防の必要性和事件処理の状況などを考量して、大型のオープンマーケットやオンラインマーケットでの広告を移管の優先順位の高い対象とし、拡大の可否については後ほど協議することにした。

一方、特許庁が保有している知的財産・技術分野の知識および要領と、公取委が築いてきたデジタル・フォレンジック力が相互に共有できるよう、職員向け教育分野においても積極的に協力することに合意した。

特許庁長は、「技術奪取の根絶や公正な競争など、国政課題を実施するために、これまで行ってきた特許庁と公取委との人材交流から一歩進んで、捜査・調査分野など多角的に協力し合って、技術奪取の被害を受けた企業をより効果的に救済できるよう努力する」と述べた。

公取委の委員長は、「技術そのものが企業競争力の基盤になる第4次産業革命時代」であることを述べ、「企業の技術革新の成果物に対して、それ相応の価値が提供される公正な市場原則を確立することが重要だ」と強調しながら、特に、「韓国経済の根幹を支える中小企業の成長基盤が崩れないよう、技術奪取行為の根絶に向けて政府レベルで協力して力を合わせる必要がある」と述べた。また、「今日締結したMOUが、中小企業の技術力が市場で正当に評価され、韓国経済のイノベーション成長基盤を厚くする土台となることを期待する」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁、自動車模倣部品の製造・流通業者6社を集中的に取り締まる

韓国特許庁（2023.9.25.）

韓国特許庁、自動車模倣部品の製造・流通業者6社への取り締まり強化

韓国特許庁所属の商標警察（商標特別司法警察）は自動車の模倣部品の製造・流通した業者6社への取り締まりを強化し、自動車模倣部品14万4,000点、真正品価額約51億ウォンを差し押さえ、A氏など8人を商標法違反の疑いで在宅起訴したと24日明らかにした。

商標警察は今回の取り締まり強化を通じてエンジン、カムシャフト、ナンバープレートなど約 20 種の模倣部品を差し押さえた。この中には車の安全運転に影響を与えるエンジン、ABS、カムシャフト、スタートモーター、騒音計など自動車の駆動に係る部品が約 3 万 2,000 点であり、ナンバープレートの模倣品が約 11 万 2,000 点ある。

【廃棄処分した欠陥部品や未承認部品も流通…管理不良による事故発生への懸念】

商標警察によると A 氏には 2011 年から 2023 年 8 月まで京畿道周辺で韓国の自動車メーカーである現代・起亜の部品製造業界が廃棄処分した欠陥部品と、現代・起亜の部品製造業界から引き抜いた商標権者の未承認部品※約 1 万 7,000 点の多くを海外に流出した疑いがある。差し押さえた模倣部品の一部は腐食したり茶色の水溜まりができたりするなど管理・補管状態が不良である、このような部品が流通された場合は自動車による事故発生が懸念される。

※真正品とは異なり安全検査による車検証、商標（ラベル）、ホログラムが付着されない

【ナンバープレートに自作した現代・起亜のロゴを入れて全国に流通した】

B 氏には 2019 年から 2023 年 4 月まで京畿道周辺でナンバープレートに自作した現代・起亜のロゴを入れて制作し約 10 万 7,000 点を全国の車両登録事業所や現代・起亜の自動車販売店に流出した疑いがある。商標警察の調査によると指し押されたナンバープレートの模倣品の素材が真正品とは異なり、真正品だと騙されて購入した消費者の被害も発見された。

【知人を巻き込んで模倣品流通に手を出す事件も】

今回立件された被疑者の中には、真正品の自動車部品業者が友人から模倣品の流通ルートを紹介され販売を始めたことが摘発されたり、親子で模倣品流通に手を出したりするなど、知人を巻き込んで違法行為を行ったことが明らかになった。

これまで商標警察は国民の安全を脅かす模倣品販売業者に対する特別捜査を強化して市場で流通されている模倣品を摘発してきたが、模倣品の最初供給者を把握することは難しかった。そのため今年 4 月から積極的な行政活動の一環として秘密裏での取り締まりを強化して商店街、倉庫、物流工場など 6 つの業者に対して差し押さえ命令を行い、自動車模倣品の最初供給者への取り締まりを段階的に強化した。

特許庁の商標特別司法警察課長は「自動車の模倣品は消費者に金銭損害を与えるのみならず、交通事故にもつながりかねないため国民の命や安全を脅かすリスクがある。また、海外へ流出された場合は韓国の自動車メーカーがこれまで世界市場で高めてきたブラン

ド価値を害し得る」とし、「今後も国民の安全を脅かす模倣品に対して特別捜査を続けていく」と述べた。

3-2 韓国特許庁、知的財産共済による中小企業向け紛争費用の即時融資制度を実施

韓国特許庁 (2023. 10. 10.)

特許紛争の費用が即時に融資できる！

韓国特許庁は、10月10日火曜日から知的財産共済（以下、共済）に加入している中小企業などが特許侵害訴訟など知的財産をめぐる紛争に巻き込まれた際、即時に弁理士・弁護士を選任費用など※を融資できる「紛争費用の即時融資」制度を実施すると発表した。

※代理人費用、鑑定評価費用、損害賠償金、印紙額、送達費用、翻訳費用など

【知的財産共済】

中小企業などの加入者が毎月掛け金を支払い、知的財産をめぐる審判・訴訟が提起されたり国内外で知的財産権の出願に係る費用が発生したりして一時に膨大な資金が必要な際に、納付した掛け金の最大5倍まで資金を融資してもらえる制度である。特許庁が運営委託機関である技術保証基金とともに2019年8月に立ち上げ、2023年8月まで約1万5,000社の企業が加入し約1,800億ウォンの掛け金が積み立てられた。

「紛争費用の即時融資」制度が10月10日から実施されれば共済に加入している企業は、審判・訴訟など知的財産権の紛争に係る費用を即時に融資できる。

即時融資できる条件は、知的財産権の審判、再審、審決取消訴訟、知的財産権の侵害訴訟、技術奪取・営業秘密の紛争などに関連する費用のみであり、納付した掛け金の最大3倍以内で融資できる。これまでは企業が共済に加入して6か月間掛け金を納付した場合のみ融資を受けることができた。

また、加入する前の6か月以内に発生した知的財産紛争に対しても即時融資を認め、知的財産をめぐる争いに巻き込まれた企業をさらに幅広く支援する。共済に加入できる対象は中小企業などであり、産業財産権を保有しているかどうかに関係なく年中加入申請ができる。詳細や申請については技術保証基金（1544-1120）または共済ウェブサイト (<http://ipmas.or.kr>) から確認できる。

特許庁の産業財産政策局長は「今回の即時融資制度の導入によって韓国の中小企業などが知的財産の紛争費用を迅速かつ円滑に調達して資金リスクを緩和し、経営安定を図る

ことが期待される」とし、「今後も共済のサービスをさらに改善し財政健全化を図るなど、共済が韓国企業における知財保護の支えになるよう尽力する」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 【説明資料】商標優先審査の要件見直しは、優先審査の品質向上および一般商標処理期間の短縮のためです

韓国特許庁（2023. 9. 20.）

【報道内容】

ソウル新聞は、2023年9月20日（水曜）、『『無用の物』商標専門機関、韓国特許庁の机上の空論に『怒り』』というタイトルの記事で、「専門機関による優先審査の廃止は、優先審査を特許庁が専門に担当することにつながり、出願費用が増加、そして審査処理期間が長期化する恐れがある」と報道しました。

【特許庁の立場】

1. 商標専門機関指定制を2019年より施行しています。
「昨年8月、専門機関の選定基準が『指定制』から『登録制』へ切り替わることにより…」
→（事実）指定制への商標専門機関の切り替えは、2019年7月9日より施行（商標法一部改正、法律第16205号）
2. 審査は、特許庁審査官のみが実施できる業務です。
「商標専門調査機関制度は、特許庁業務にあたる商標審査を実力のある民間機関が行うことができるようにした制度である。」
「施行令が施行される場合、特許庁のみが優先審査を行うことができるという内容である」
→（事実）審査（優先審査）は、特許庁審査官のみが実施できる業務にあたる（商標法第50条）
→（事実）商標専門機関は、商標審査業務を実施することができない（調査機関による審査業務は商標法の違反事項に該当する、商標法第51条）

商標登録出願に対する審査および優先審査は、法令で定めた資格のある特許庁の審査官のみが実施できる業務であり、民間企業である商標審査機関は、審査を行うための事前商標調査および商品分類業務、そして優先審査の要件（※）の一つである先行商標調査

を実施することができるのみであります。

※商標法（第 53 条）および商標法施行令（第 12 条）

3. 施行令の改正により、出願人の負担が増加することはありません。

「特許庁に商標調査を依頼する場合…代理人に委託する場合、最低数十万ウォンの費用が発生する」

→（事実）出願人が特許庁に商標調査ではなく、優先審査を申請することであり、代理人の選任は出願人の選択であり、強制ではない

商標専門機関に優先審査を行うための商標調査を依頼する場合、特許庁に支払う手数料のほか、商標専門機関に優先審査の調査依頼費用を支払う必要があります。

しかし、出願人が商標を使用する場合の優先審査は、実際の商品の写真、またはネット通販サイトの URL などを記載して申請することで、特許庁への手数料以外の費用は避けることができます。

4. 施行令の改正は、一般審査処理期間を短縮するためです。

「優先審査を特許庁が専門に担当する場合、業務の過重により、優先審査は無論、一般審査期間も長期化するという観測も出ている。」

→（事実）優先審査申請件数が減少することにより、一般商標出願の処理期間が短くなる

最近、商標専門機関の商標調査による優先審査申請件数が急激に増え（※）、規定に基づいて通常に比べて早く行う優先審査の影響から、一般商標審査の処理期間がより長くなっています。

※2019 年 238 件→2020 年 1,456 件→2021 年 8,202 件→2022 年 14,827 件

今回、施行令を改正することで、優先審査申請要件が整備され、実際に使用中、または紛争中の商標など、登録の可否決定に急を要する商標の優先審査の質が高まると思います。また、一般商標出願の審査処理件数の増加につながり、一般商標処理期間が短くなると思います。

4-2 善意の商標先使用者を保護する改正不正競争防止法を施行する

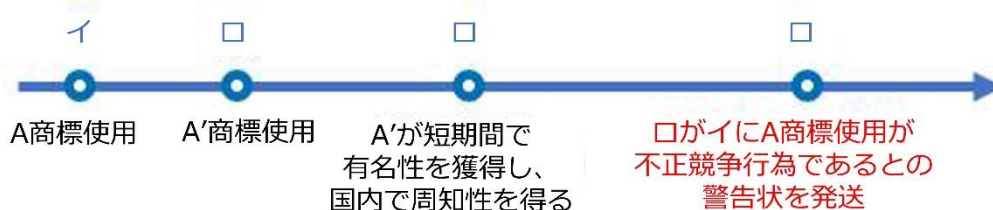
韓国特許庁（2023.9.27.）

先に使用していた商標、看板書き換えの心配なく安心して使用してください！

【事例】

イが商標登録をしていない状態で A という商標を使用して小規模衣類販売事業を始めたところ、偶然ロがそれと同一・類似の商標 A' を使って SNS やテレビ広告などの販促（マーケティング）を行い、短期間で認知度を得た。

ロはイを相手に不正競争行為を理由に警告状を送り、販売中止を求めた。イは A 商標製品を引き続き販売できるだろうか？



韓国特許庁は、国内に広く知られている他人の商標（以下「有名商標」）と同一・類似の商標を不正な目的なしに先に使用した者が当該商標を引き続き使用できるようにする内容などを盛り込んだ改正「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」※（以下「不正競争防止法」）が9月29日金曜日から施行されることを明らかにした。

※ホン・ジョンミン議員代表発議（2021年1月26日）、イ・ギョミン議員代表発議（2021年1月29日）、ハン・ムギョン議員代表発議（2021年3月16日）

【善意の商標先使用者が当該商標を使用し続けられるよう不正競争防止法を改正する】

改正不正競争防止法によると、他人の有名商標と同一・類似の商標を先に使用した者は、不正の目的がない限り、当該商標を使用し続けても不正競争行為に該当しない。

法改正以前は、商標を先に使用していたとしても、同一・類似の他人の商標が有名になった時点からは該当商標をそれ以上使用できなかった。そのため、先使用者は有名商標権者から警告状を受けるなど法的対応を強いられ、結局営業場の看板を書き換えたり、製品を廃棄したりするなどの困難があった。

ただし、「有名商標」と「先使用者の商標」が市場に併存することになれば、消費者は両商標が同一販売者の商品であると誤認混同するおそれがある。これを防止するため、改正法は、有名商標の保有者が先使用者に誤認混同の防止に必要な表示を請求できるようにした。

また、今回の先使用者保護規定は、自分の商標を他人が使用できないようにするなどの積極的な権利行使まで認めるものではない。自分が使用する商標を積極的な権利として認められるには、特許庁に他人より先に出願して商標登録を受けることが必須である。

【アイデア奪取行為差止請求権の時効制度などその他改善事項を含める】

また、9月29日金曜日からアイデア奪取行為に対する差止請求権の時効制度が施行される。これを受け、奪取したアイデアの無断使用に対する差止請求権の時効が行為を認知した日から3年、または不正競争行為が始まった日から10年と明確に規定される。

他にも、不正競争行為の行政調査で立入調査の対象を書類や帳簿・製品だけでなく、デジタルファイルなども含む「資料」に拡大する内容と、営業秘密の原本証明機関が国から受領した補助金を他の目的で使用した場合、その回収を義務付ける内容も施行される。

特許庁の産業財産保護政策課長は、「改正法の施行を受け、善意で商標を先に使用した者に対する保護が可能になり、アイデア奪取行為差止請求権の時効規定を導入するに伴ってアイデアの取引関係がより安定化かつ活性化すると期待される」とし、「特許庁は不正競争行為の主務官庁として健全な取引秩序の確立に寄与していきたい」と強調した。

4-3 商標権獲得の手続きの迅速化、韓国特許庁が認定可能な商品名称の公開

韓国特許庁 (2023. 10. 04.)

商品名称の誤りによる審査処理期間の遅延防止期待

韓国特許庁は、商標出願時に参考できるように、告示商品名称のほか登録できる類似商品名称(※)を10月5日(木曜)より公開すると発表した。

※告示名称から変更された名称として認めることができるため、自動に分類する
今回公開する類似商品名称は43種類計870件で、既存の告示名称リストに該当しない類似商品名称のうち、検討を複数行い、審査官が認定可能と判断した名称である。

出願人は、商標出願時に、どの商品に商標を使用するのかを出願書に記載する必要がある。また、記載する場合も、商標法上認められるような商品名称を記載しなければならない。ここで商品名称が特定されていないため、分類が不明確な名称を選択する場合、商標登録を受けることができないため、注意する必要がある。

また、告示商品名称と類似している場合でも、大文字・小文字、分ち書き、表記法、外来語、または記号の付記有無などにより、告示名称として認められないか、あるいは不明確な名称として断られる可能性がある。

類似商品名称の例としては、「写真用アルバム」、「筆記帳」は告示名称に該当する一方、「写真帖」や「ノート」などは類似名称に該当する。辞書上、告示名称と類似した

意味で通用される名称の記載であり、分類が異なるケースや不明確な名称には該当しないため、認定が可能である。

認定可能な商品名称リストは、特許庁のウェブサイト（www.kipo.go.kr）（※）、KIPRIS（www.kipris.or.kr）（※※）に公開されており、出願時、指定商品を決める際に参考資料として活用されている。特許庁は、これからも継続的に検討を行い、公開対象を拡大・提供する計画である。

※（特許庁のウェブサイト）知的財産制度→分類コード照会→商品分類コード→類似商品名称

※※（KIPRIS）Search→商標→商品名称（商品類）検索→商品名称検索

一方、特許庁は、指定商品を告示商品名称のみで出願する場合、商品名称の不明確を理由に拒絶される恐れがなく、出願料の約10%にあたる割引特典も受けられるため、告示名称を優先的に検討した上で、商標名称として出願することを推奨した。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「特許庁は、出願段階で拒絶理由が生じ、不利益になることを防ぐため、出願人の便宜を図るための政策を推進し続ける方針だ」とし、「このサービスを通じて、出願人が商標権取得に失敗、または遅延になるケースが減少することを期待する」と述べた。

4-4 韓国特許庁、今年美しいハングル商標の選定結果を発表

韓国特許庁（2023.10.10.）

第8回美しいハングル商標に「ナドゥルガゲ」など選定

韓国特許庁は10日、訓民正音頒布577年のハングルの日を迎え、ハングル商標の出願と使用の活性化の一環として第8回優秀なハングル商標を選定したと発表した。

今年の「美しい商標（文化体育観光部長官賞）」には「ナドゥルガゲ」、「きれいな商標（特許庁長賞）」には「アルムダウンガゲ」が選ばれ、「情を感じる商標（国立国語院長賞）」には「アチムヘッサル」「コスルゴスルビビン」「サランヘパジンタルギ」「キジュクチマ」「クムビチェ」が選定された。

とりわけ、「ナドゥルガゲ」は「ナドゥルモク（IC交差点のハングル語）」などで使われる「ナドゥル（出入りしやすい）」の意味から業種の特徴が伝わり斬新な表現だと評価された。

特許庁のウェブサイトから応募を受けた商標のうち、要件審査を経て候補作を選び、国立国語院が推薦した国語の専門家の審査点数と特許の顧客および審査官の投票数を合わせて順位を決め上位7作を選定した。

応募および推薦対象の商標は、実際使用されている登録商標として（2022年8月時点）ハンゲルとなった商標であり、他人の商標を模倣した商標、悪意による商標先取り行為が疑われる者が保有している商標、審判・訴訟が提起されている商標、現在使われていない商標、受賞歴がある商標などは除外された。

受賞作は以下のとおりである。

【第8回美しいハンゲル商標の受賞作】

賞の種類	商品名	代表指定商品
美しい商標 (文化体育観光部長官賞)	 나들가게 ナドゥルガゲ (出入りしやすいお店)	簡易食堂業、簡易飲食堂業、観光飲食店業、喫茶店、レストランなど
きれいな商標 (特許庁長賞)	 아름다운가게 アルムダウンガゲ (美しいお店)	寄付金募金業 (寄付物品の販売) など
情を感じる商標 (国立国語院長賞)	 아침햇살 アチムヘッサル (朝の日差し)	餅 (カレットック、クルムトック)、大福、シャーベット、アイスクリーム、冷菓など
情を感じる商標 (国立国語院長賞)	 코스골코스 비빈 コスルゴスルビ빈 (ほどよい硬さで出来上がったビ빈バ)	観光飲食業、簡易食堂、洋食店、無人レストランなど
情を感じる商標 (国立国語院長賞)	 사랑에 빠진 딸기 サランヘパジンタルギ (恋に溺れたイチゴ)	氷菓、パン、アイスマルク、アイスクリーム、アイスコーン、アイスクリームケーキなど

情を感じる商標 (国立国語院長賞)	 기죽지마 キジユクチマ (落ち込まないで)	ナガイモ (ハングルで「マ」) 含有の飲料、粉、エキスなど
情を感じる商標 (国立国語院長賞)	 꿈비채 クムビチェ (夢のあるお家)	不動産分譲業、住宅建築およびリフォーム業など

美しいハングル商標の選定大会は、外国語商標やネットスラング、隠語、俗語などが氾濫している今、美しいハングル商標を広く募集することで呼びやすく、耳馴染みの良いハングル商標の使用を勧奨する目的である。

特許庁の商標デザイン審査局長は「斬新なハングル商標は商品のイメージを連想させ消費者が覚えやすく、ハングルの価値を広く伝える」とし「ハングル商標の選定大会がハングル商標への関心を高めるきっかけになってほしい」と述べた。

4-5 商標共存同意制度が来年4月から施行予定

韓国特許庁 (2023. 10. 10.)

小規模事業者による商標登録の容認が幅広くなる

【事例】

A地域で飲食店の開業を準備していたA氏は、最近特許庁から類似の先登録商標があるという理由で使用予定だった商標の登録ができないとの通知を受けた。調べてみたら自分のお店と遠く離れているI地域でB氏が類似の名前の飲食店を運営していることがわかった。B氏は距離の遠さ、メニューの違いなどから考えたとき、消費者がA氏のお店と混同する懸念はないと判断してA氏の商標登録を認めたが、現行法の理由によって認められなかった。A氏はすでに制作していた看板や食器などを廃棄せざるを得なかった。

今後は類似の先登録商標によって自分の商標を登録できない小規模事業者の悩みが解消できるとみられる。「商標共存同意制度 (コンセント制度)」が導入されるためである。

韓国特許庁は、商標共存同意制度の導入を柱とする商標法の一部改正法律案が国会の本会議 (10月6日) で成立したと発表した。

【商標共存同意制度：先行商標権者の同意があれば同一・類似の後願商標が登録可能に】

商標共存同意制度とは、先行登録商標権者や先願の出願人が同意した場合、同一・類似の後願商標の登録・使用を認める制度※のことである。ただし、需要者の保護のため併存の商標のいずれが不正な目的で利用されて需要者への誤認・混同を起こした際には登録を取り消すことができる。

※商標や指定商品がすべて同一する場合は適用外

現行制度の下では、先登録商標または先願商標と同一・類似の後願商標は登録が拒絶される。統計によると、商標の拒絶理由のうち4割以上が上記の理由であり、そのうち82%程度が小規模事業者による出願商標である。(2022年時点)

商標登録が拒絶された場合、小規模事業者の経営に深刻な影響を与え得るとの声から市場の現状を反映して商標登録の容認範囲を拡大すべきだとの意見が提起されてきた。

【小規模事業者が安心できる商標使用や紛争防止の効果が期待できる】

商標共存同意制度が導入されれば先行商標権者の同意の下使用予定である商標の登録が認められるため小規模事業者が安心して商標を使用できるとみられる。また、先行商標権者が事前に類似の商標の使用に同意することになるため、今後発生しうる商標紛争を事前に防止できる効果も期待される。

アメリカ・シンガポールなど主要国でもすでに同制度を導入し施行しており、日本も昨年6月同制度の導入のための法律改正案が国会で成立され施行予定である。

【2024年4月施行…商標登録料の返還対象の拡大など改善事項10件など含まれる】

同制度は2024年4月中施行されるとみられる。ただし、制度の提要対象の幅をより広めるため、施行以前に出願されても施行時点で登録が確定されていない出願件に対しても遡及適用される。

今回の改正案には 商標共存同意制度の導入以外にも△新しい存続期間の開始前、商標権が消滅した場合、すでに納付した更新登録料の返還△変更出願の際、原出願の優先権を自動認定△国際商標の分割認定など10件余りの改善事項が含まれ、より幅広い面で出願人の権益保護や利便性の向上に貢献できるとみられる。

特許庁長は「商標共存同意制度は商標利用者の利便性向上や審査官の負担軽減という一石二鳥の制度である」とし「初めて導入される制度であるだけに混乱は最小限に効果は最大化できるよう制度のPRや見直しなど施行に向けて取り組む」と述べた。

4-6 韓国特許庁、ハーグ協定に基づく意匠の国際出願に関するガイドを作成・公表

韓国特許庁 (2023.10.11.)

意匠の国際登録がわかりやすくなる

韓国特許庁は11日、意匠の国際登録を希望する個人、企業、弁理士業界の従事者向けに関連制度の手続きなどをわかりやすく解説する「ハーグ協定に基づく意匠の国際出願に関するガイド」を作成・公表すると発表した。

ハーグ協定とは、世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局に意匠の国際出願所を提出するとアメリカ、中国、日本など協定に加盟している国から審査を受け意匠権を保護される制度である。

ハーグ協定による意匠の国際出願件数は毎年増加傾向にある。2022年世界でハーグ国際意匠出願の件数は25,030件と、前年比11.2%増加した。韓国は1,345件と、世界7位であり意匠の国際出願の重要性が高まっている。

今回のガイドラインはハーグ国際出願制度に関する解説や手続き、国際出願所の作成方法などが盛り込まれており、意匠の国際出願に関わる仕事に携わっている個人や機関が有効に活用できると思われる。

特許庁の産業財産情報局長は「韓国の意匠権は属地主義に基づき海外では効力が認められないため、海外進出や海外での意匠の模倣被害の防止のためには国際意匠権の確保が重要だ」とし「特許庁は国内機関や個人に知的財産権の保護についてわかりやすく解説するため、今回のガイドラインをまとめる」と述べた。

ガイドラインは10月11日水曜日から特許庁ウェブサイトで閲覧できる。特許庁ウェブサイト(www.kipo.go.kr)→冊子/統計→その他刊行物の掲示板からダウンロードできる。

その他一般

5-1 2023年上半期基準二次電池等の国家コア技術分野の特許出願が急増

韓国特許庁 (2023.9.18.)

二次電池など国家コア技術分野の特許出願、平均13.6%急増

米中の技術覇権争いによる世界的な不確実性が高まる中、2023 年上半期の全体の特許出願件数は、前年同期比で 4.1%増えた（※）一方、二次電池など主要国家コア技術（※※）分野の出願件数は、全体特許出願件数の約 3 倍以上にあたる 13.6%増となった。

※（2022 年上半期）103,437 件→（2023 年上半期）107,693 件（4.1%増）

※※国家コア技術：電気電子（二次電池）、半導体、情報通信（デジタル通信）など 12 分野の技術

韓国特許庁は、2023 年上半期国内の特許出願受付件数（約 10.7 万件）を世界知的所有権機関（WIPO）の 35 の技術分野（※）別に分析した結果、二次電池、半導体、デジタル通信など、主要国家コア技術分野を中心に増加したと 17 日に発表した。

※WIPO（世界知的所有権機関）公表の国際特許分類（IPC）-Technology concordance table に基づく

技術分野別の増加の詳細を見ると、二次電池（8,660 件、11.5%増）、半導体（6,580 件、15.5%増）、デジタル通信（5,110 件、15.1%増）など、韓国の将来の競争力となる国家コア技術が 2023 年上半期の特許出願件数の増加をけん引したことが分かる。

全体の技術分野の中で出願件数が最も高かったのは二次電池分野で、前年同期比（1～6 月）890 件増加し 8,660 件（11.5%増）となり、高い伸び率を示した。

出願人類型別に見ると、大企業（2,803 件、22.3%増）、中堅・中小企業（2,256 件、5.7%増）の出願が増え、大学・公共研究機関（995 件、31.3%増）の出願も高い伸び率を示した。

主な出願人としては、LG エナジーソリューション、サムスン SDI などが多数の特許を出願しており、特に、二次電池分野の多出願において、上位 5 位の出願人による出願件数は前年度に対して 21.6%増となった。2023 年上半期にも増加傾向は続き、前年同期比 43.6%増という高い伸び率を示した（※）。

※出願された特許が公開されるのは原則として出願日から 1 年 6 ヶ月後であるため、企業別出願件数は公開不可

これと関連して、特許出願が企業の輸出活動の先行指数であることを反映しているように、韓国貿易協会の報告書（2023 年 9 月）によると、2023 年上半期の韓国の二次電池の輸出規模は、前年同期比 66%増の 74 億 9000 万ドルとなった。

半導体分野の出願件数は前年同期比 881 件増加し 6,580 件（15.5%増）となり、出願人類型別に見ると、大企業（3,209 件、33.5%増）、中小・中堅企業（848 件、16.5%増）、大学・公共研究機関（395 件、14.8%増）などの出願が増えた。

主な出願人としては、サムスン電子、LG ディ스플레이などが多数の特許を出願しており、2023 年上半期の半導体分野の多出願において、上位 5 位の出願人による出願増加率は、前年同期比で 37.6%増と高い伸び率を示した（※）。

※出願された特許が公開されるのは原則として出願日から 1 年 6 ヶ月後であるため、企業別出願件数は公開不可

また、デジタル通信の出願件数は前年同期比 672 件増加し 5,110 件（15.1%増）となり、出願人類型別に見ると、大企業（2,193 件、38%増）、中小・中堅企業（720 件、4.5%増）、大学・公共研究機関（530 件、7.7%増）などの出願が増えた。

主な出願人としては、LG 電子、サムスン電子などが多数の特許を出願しており、2023 年上半期のデジタル通信分野の多出願において、上位 5 位の出願人による出願増加率は、前年同期比で 39.1%増と高い伸び率を示した（※）。

※出願された特許が公開されるのは原則として出願日から 1 年 6 ヶ月後であるため、企業別出願件数は公開不可

このような主要国家コア技術分野の出願増加は、世界的な経済低迷の中でも、韓国企業が二次電池、半導体など未来をけん引する先端技術の主導権を守るために、特許権確保に速度を上げた結果だと考えられる。

特許庁の産業財産情報政策課長は、「世界的な経済低迷が続く中でも、2023 年上半期において、二次電池など国家コア技術分野を中心に韓国企業からの特許出願件数が増加したことは有意義である」と述べ、

「最近、先端技術関連の特許権を巡る紛争が頻繁に発生しているため、これから、特許出願が増加すると思われる。そのため、韓国企業が特許権を迅速に取得できる専門審査官の確保など、国家レベルの支援政策が必要だ」と述べた。

5-2 【説明資料】特許庁は、職員の不正行為に対し厳しく措置し、法と制度を整備してクリーン行政に万全を期していきます

韓国特許庁（2023.9.20.）

【報道内容】

2023年9月20日水曜日 JTBC の「特許庁幹部の『不正疑惑』、賄賂を受け取り家族名義で先行調査会社を立ち上げた状況」、「天下りの就職不正も調査、特許庁内部文書には『当庁推薦者』に」の番組で、特許庁幹部が企業から賄賂を受け取ったか、退職者の再就職が組織的に行われている状況について監査院の監査が行われているとの報道。

【特許庁の立場】

「天下りの就職不正」に関する事案は、2014年に発生した事件で、商標・デザイン調査機関を立ち上げる初期過程で商標検索など調査の専門性を備えた特許庁の退職者に対する需要が多く、退職予定者を対象に希望者を推薦したことがあります。しかし、現在特許庁では調査機関の採用と関連していかなる関与もしておらず、調査機関の調査員採用は、機関で独自に行われています。特許庁は、天下りの就職不正が二度と発生しないよう格別留意して管理・監督を強化しています。

「特許庁幹部の不正疑惑」事件は、2018年に発生したもので、現在監査院で監査が行われており、特許庁は監査に積極的に協力しています。監査院から結果が通知され次第、速やかに関連規定に基づいて厳しく措置する予定です。

「家族名義で先行調査会社を立ち上げた状況」の件も現在監査院の監査が行われている事案です。特許庁は監査に積極的に協力しており、監査院から結果が通知され次第、速やかに関連規定に基づいて厳しく措置する予定です。

また、特許庁は、職員の家族名義で設立疑惑が提起された先行調査会社に対し、監査院の監査とは別に、なるべく速やかに調査の配分を中止（業務停止）させ、監査院の監査結果次第に登録取消などの追加の措置を取る予定です。これと関連し、特許庁公務員およびそれと利害関係のある者の調査機関の設立を排除し、調査員の責任を強化する内容の商標法改正※を推進しています。

※①特許庁職員及び現職弁理士等と特殊関係にある者（配偶者や血族等）の専門機関の代表禁止、②専門機関の役員及び調査員の公務員議題、③違法な行為を行った機関に対し制裁の実効性強化など

特許庁は、同じ事案が再発しないよう法と制度を整備しました。関連報道を鏡として法制を再確認する一方、国民の信頼を受ける特許庁として生まれ変わるよう、クリーン知的財産行政に万全を期してまいります。

X線映像も人工知能で分析できる！

＃X線、CT、MRIのような医療映像を分析する際にAI（人工知能）を活用した医療映像を分析するAI技術市場が急成長している。2022年に12億ドルだった市場規模が2027年122億ドルと10倍増加するとみられる。こうした現状を受けて医療映像を分析するAI技術をリードするための世界企業間の競争が激しくなっている。

AIを活用した医療映像の分析技術※に関する世界の特許出願件数がここ10年で年平均54.7%増加している。韓国は年平均67.1%増加しており、世界で二番目に速いスピードで成長している。

※医療映像の分析AI：AI技術を活用した医療映像（X線、エコー、CT、MRIなど）データを分析して医師の診断をサポートするソフトウェアやハードウェア

【医療映像を分析するAI技術の特許出願、10年間、年平均54.7%増加】

韓国特許庁が主要国の特許庁（IP5：韓国、アメリカ、EU、中国、日本）に出願された医療映像の分析AI技術の世界の特許を調査したところ、2011年に58件にとどまった出願件数が10年間、年平均54.7%増加し2020年は2,946件に達したことがわかった。とりわけ、ここ5年間の年平均増加率は70.9%と、出願件数が増加しつつある。

【韓国は年平均67.1%増加、中国（86.8%）に次ぎ世界2位】

国別の出願件数の増加率をみると、韓国の出願の増加スピードは67.1%と、世界で2番目に速いスピードで増えており、中国が年平均86.8%と、最も速く増加している。

国別の出願件数は、1位の中国が39.8%（3,477件）と最も多く、2位アメリカ19.8%（1,733件）、3位韓国12.1%（1,057件）、4位日本11.2%（980件）、5位ドイツ6.0%（522件）となっている。

【世界100位以内に韓国出願人が16社…うち8社が中小企業】

主要出願人には1位のシーメンスヘルスケア（4.5%、393件）の出願件数が最も多く、2位フィリップスヘルスケア（2.6%、229件）、3位キャノンメディカルシステムズ（2.1%、185件）がある。韓国の出願人には11位サムスン電子（1.0%、87件）、20位ディープバイオ（0.5%、48件）、24位延世大学（0.5%、44件）などがある。

世界100位以内に韓国の出願人は16社があり、そのうち8社が中小企業である。とりわけ、技術研究の場として重要な役割を果たす大学による出願の割合が30.2%と、世界平均23.2%より高くなっている。

【2020年ハーフィンダール・ハーシュマン指数46と下落…企業間の競争が激しい】

出願をめぐる企業間の競争も激しくなっている。市場占有の度合いを測るハーフィンダール・ハーシュマン指数※をみると、2011年には458だった市場集中度が2020年には46と下がり、完全自由競争に近いことがわかった。AIを活用した医療映像の分析技術への関心が高まることで新しい企業による参入が増えたためだとみられる。

※ハーフィンダール・ハーシュマン指数：とある業界の市場における企業間の競争状態を測るもので、数値が高くなるほど市場が独占され参入が難しいと判断される。

特許庁の人工知能ビッグデータ審査課長は「今回の分析を通じて医療映像を分析するAI技術の特許への壁が高くないことがわかり、韓国の中小企業には良いチャンスと思われる」とし、「特許庁は韓国企業が効果的な技術開発の戦略を立てられるよう特許に関する分析資料を適時に提供する」と述べた。

5-4 【説明資料】韓国特許庁は公正かつ透明に知的財産先導大学の事業を運営しています

韓国特許庁（2023.10.13.）

【報道内容】

2023年10月13日金曜日毎日経済新聞の「特許庁と大学の不正な取引…大学へ予算支援の代わりに退職公務員の教授任用を要求」の記事で、2012年から採用された専任教授32人のうち20人が特許庁出身の公務員であり、毎年3~4人を教授として任用。そのうち3人は正規の教員（定年まで大学に属する）として採用されたと報じ、特許庁が「知的財産先導大学」事業に選ばれた大学に政府の予算を支援する代わりに退職公務員を教授職に採用するよう求めたと報道。

【特許庁の立場】

「知的財産先導大学」事業を始めた2012年以降、採用された専任教授32人のうち特許庁出身は2012年から2017年に採用された11人と、年平均0.9人となっています。また、正規の教員として採用された特許庁出身は1人（2012年）です。

大学では校内の採用基準、選抜審議委員会の運営に沿って専任教授（非正規）を採用、毎年採用延長について再審議を行います。大学の人員選考過程において特許庁は一切関わっていません。

知的財産は高度の専門性が求められる分野として、特許庁出身の専任教授は大学でその専門性を認められ採用されたと判断されます。また、採用された人員は弁理士、博士学位

など専門資格を保有し、非正規教員の低い報酬や待遇にもかかわらず人材育成に貢献してきました。

今後も特許庁は公正かつ透明に知的財産先導大学の事業を運営していきます。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム